



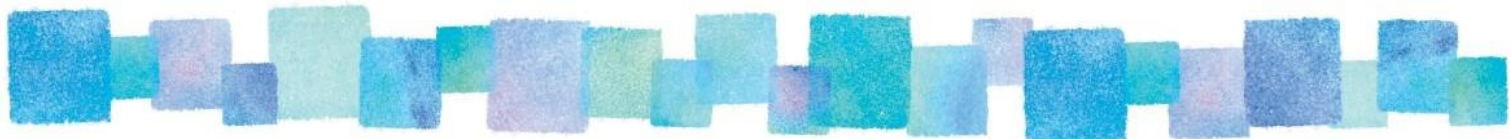
第2次豊前市 男女共同参画 行動計画(後期計画)

令和4年度～令和8年度

男女がともに輝くまち ぶぜん

豊前市では、誰もが大切にされ、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮することができるまちづくりに取り組んでいます。

そのための基本的な指針である「第2次豊前市男女共同参画行動計画」を、社会情勢や施策の進捗状況を踏まえて見直し、後期計画を策定しました。



豊前市

はじめに

今、豊前市には、人口減少社会を前提としたまちづくり・地域づくりが求められています。人口減少はこれからも続き、家族構成や雇用形態など地域の姿を様変わりさせています。



この変化に対応し、社会を持続させていくために、一人ひとりが持てる能力を十分に発揮できる環境づくりが必要です。また、暴力・貧困・差別や偏見といった、個人の能力発揮や将来の選択を阻む要素をなくすことが必要です。

この考えに基づき、世界でも社会的性差による不平等の解消が提唱され、我が国においても男女共同参画の推進が図られてきました。

豊前市においても、平成 22 年施行の「豊前市男女共同参画推進条例」及び具体的施策を定めた行動計画により男女共同参画推進に取り組んでまいりました。

この度、平成 29 年策定の現行計画である「第 2 次豊前市男女共同参画行動計画」について、社会情勢の変化に沿った見直しを行い、後期計画を策定いたしました。

後期計画では、コロナ禍により顕在化した問題や、男女共同参画の理念を持ち社会に広がりつつある新しい用語などもとり入れています。

地域が直面する様々な課題に対応するには、立場の異なる多様な方々の参画が欠かせません。

今まで以上に、市民の皆様のご理解とご協力を得られるよう努め、後期計画に掲げる施策を効果的に実施してまいります。

最後になりましたが、後期計画の策定にあたり真摯にご審議くださり、貴重なご意見をいただきました豊前市男女共同参画審議会委員の皆様へ、深く感謝申し上げます。

令和 5 年 3 月

豊前市長 後藤 元秀

目 次

第1章 計画策定の目的と背景

1	計画の目的	1
2	計画策定の背景	1
	(1) 国際的な動き	1
	(2) 国の動き	2
	(3) 県の動き	2
	(4) 豊前市の取組み	3
3	豊前市の男女共同参画の現状	4
	(1) 人口等の現状	4
	(2) 市民意識調査からみた豊前市の現状	7
4	計画の概要	10
	(1) 計画の位置づけ	10
	(2) 計画の期間	10
	(3) 計画の基本理念	11
	(4) 計画の基本目標	11
	(5) 本計画とSDGsの関連性	14
	(6) 計画の体系	15
5	計画における重点項目	16

第2章 実施計画

基本目標Ⅰ	男女がともに参画する地域づくり	19
1	男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進	19
2	審議会・委員会・地域団体等における女性の登用の推進	22
基本目標Ⅱ	男女が互いを認め合い、尊重しあう意識づくり	26
1	男女共同参画に関する啓発活動の充実	26
2	男女共同参画の視点に立った教育の推進	29
基本目標Ⅲ	男女がともに豊かな人生を送れる環境づくり	31
1	働く場における男女共同参画と女性活躍の推進	31
2	仕事と生活の調和を図るための社会環境の整備	34
3	家庭生活における男女共同参画の推進	36
基本目標Ⅳ	一人ひとりが大切にされ、安心・安全に暮らせる基盤づくり	38
1	あらゆる暴力の根絶	38
2	生涯にわたる健康づくりの推進	41
3	社会的マイノリティの人々への支援	42

基本目標 V 市民とともに進める推進体制の充実	44
1 推進体制の充実	44
2 特定事業主行動計画の着実な推進	46

第3章 付属資料

1 豊前市男女共同参画推進条例	47
2 豊前市男女共同参画審議会委員名簿	50
3 第2次豊前市男女共同参画行動計画後期計画策定の経過	51
4 諮問書	52
5 答申書	53
6 国際婦人年以降の国内外の主な動き	54
7 関連する法律	57
(1) 男女共同参画社会基本法	57
(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	61
(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	70
8 用語の解説	79
(本文中の「※」を付けた言葉について、用語解説をしています。)	

第1章

計画策定の目的と背景

第1章 計画策定の目的と背景

1 計画の目的

豊前市は、男女が互いを尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく自らの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会*を目指しています。

2021年（令和3年）に実施した豊前市男女共同参画市民意識調査（以下、「市民意識調査」という）の結果をみると、意識のうえでは「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担を支持しない人が約7割と高くなっていますが、実際の家庭内での役割分担においては性別による偏りがみられます。また、家庭生活や職場、地域活動や政治の場など社会の多くの場について、男女が「平等である」と感じる人もまだまだ少ない状態です。さらに、多くの女性が地域の役職等につくことに消極的な姿勢をみせるなど、男女共同参画社会の実現には、解決すべき問題点や課題が多く残されています。

一人ひとりの市民が性別に関わりなく職場や家庭、地域など社会のあらゆる場面に参画し、その個性と能力を発揮できる社会を実現することは、人権の尊重という観点に加えて、現代社会の様々な変化に対応し、持続可能な社会を築いていくためにも重要です。

本計画は、豊前市においてこれらの問題点や課題を解消し男女共同参画社会を実現するために、男女共同参画の推進に関する様々な施策を体系化し、総合的かつ効果的な施策の展開を図ることを目的としています。

2 計画策定の背景

男女共同参画社会の実現に向けた取組みは、国際的な動きと連動しながら推進されており、豊前市においても国際的な協調を図るとともに、国や県の動きを勘案しつつ、取組みを進めています。

（1）国際的な動き

国連は、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定め、この年メキシコシティにおいて「国際婦人年世界会議」が開催されました。国連はこれに続く10年間を「国連婦人の10年」とし、加盟各国は女性の地位向上に取り組むこととなりました。1979年（昭和54年）には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。1995年（平成7年）には、「第4回世界女性会議（北京会議）」が開催され、女性の地位向上やエンパワーメント*などをさらに推進するための「北京宣言*」と、各国が取り組むべき課題を示した「行動綱領*」が採択されました。

「行動綱領」の成果と課題についてはその後も定期的に国際的な議論が重ねられています。2010年（平成22年）には、国連のジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関わる4つの専門機関を統合した「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）*」が設立され、2020年（令和2年）には、第4回世界女性会議25周年（北京+25）とUN Women 設立から10周年を記念し、メキシコシティとパリで「ジ

ジェンダー平等を目指す全ての世代フォーラム」が開催（新型コロナウイルス感染拡大の影響により翌年に延期）されました。また、2015年（平成27年）には、「国連持続可能な開発サミット」の成果文書である「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、「持続可能な開発目標（SDGs^{*}）」の目標5として「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が設定されました（14頁参照）。ジェンダー平等の実現は、SDGsのすべての目標とターゲットの進展において死活的に重要であると位置づけられています。

（2）国の動き

国は、1985年（昭和60年）に「女子差別撤廃条約」を批准しました。また、条約批准のためには国内の法整備を進める必要があり、その一環として、同年「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」が成立しました。1999年（平成11年）には、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づける「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、翌年には基本法に基づいた法定計画である「男女共同参画基本計画」が策定されました。

2001年（平成13年）には、DV^{*}の防止に向け、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という）」が施行されました。DV防止法は、女性への暴力根絶を目指してその後も改正が重ねられています。また、2015年（平成27年）には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という）が、2018年（平成30年）には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律^{*}（候補者男女均等法）」が施行されるなど、女性の方針決定の場への参画を推進するための法整備も進められています。

2020年（令和2年）には、政府機関、民間企業、市民社会などが連携し、ジェンダー平等に向けた一層の取組みを進めることや、新型コロナウイルス感染症の拡大で顕在化した女性を巡る諸課題などへの対応を盛り込んだ「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されています。

（3）県の動き

福岡県においても、国の動きに連動する形で男女共同参画への取組みが進められてきました。男女共同参画社会基本法施行後の2001年（平成13年）には「福岡県男女共同参画推進条例」が制定・施行され、2002年（平成14年）には「福岡県男女共同参画計画」が策定されました。2006年（平成18年）には「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定されました。これらの計画は、その後も改訂等が重ねられ、2021年（令和3年）には「第5次福岡県男女共同参画計画」及び「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」が策定されています。また、2013年（平成25年）には性暴力被害者のためのワンストップ支援センターである「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を開設、2019年（平成31年）には「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例^{*}（福岡県性暴力根絶条例）」

が公布されており、性暴力の根絶と被害者の支援について、全国に先駆けた取組みが行われています。

(4) 豊前市の取組み

豊前市では、2002年（平成14年）6月に「豊前市男女共同参画推進懇話会」を設置し、「豊前市男女共同参画推進懇話会提言書～ためらわず・こだわらず・自分らしく今一歩～」が市長に提出されました。これをスタートに、翌2003年（平成15年）8月には、「豊前市男女共同参画審議会」を設置、2004年（平成16年）3月には、「男女がともに輝くまちぶぜん」を基本理念に掲げた「豊前市男女共同参画行動計画」を策定し、豊前市における男女共同参画推進の本格的な取組みを開始しました。

以降2010年（平成22年）4月には、「豊前市男女共同参画推進条例」を施行、2011年（平成23年）3月には、「豊前市男女共同参画推進条例」に基づく計画となる「豊前市男女共同参画後期行動計画」を策定し、同年、「ハートピアぶぜん」を豊前市における男女共同参画推進の拠点施設として設定しました。

2016年（平成28年）4月からは「人権男女共同参画室」を新設し、男女共同参画を専門に担う担当係を置き、2017年（平成29年）3月には「第2次豊前市男女共同参画行動計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を実施しています。計画策定当初からの基本理念「男女がともに輝くまち ぶぜん」を目指して、誰もが大切にされ、一人ひとりのエンパワーメントで活躍することのできるまちづくりに取り組んでいます。



3 豊前市の男女共同参画の現状

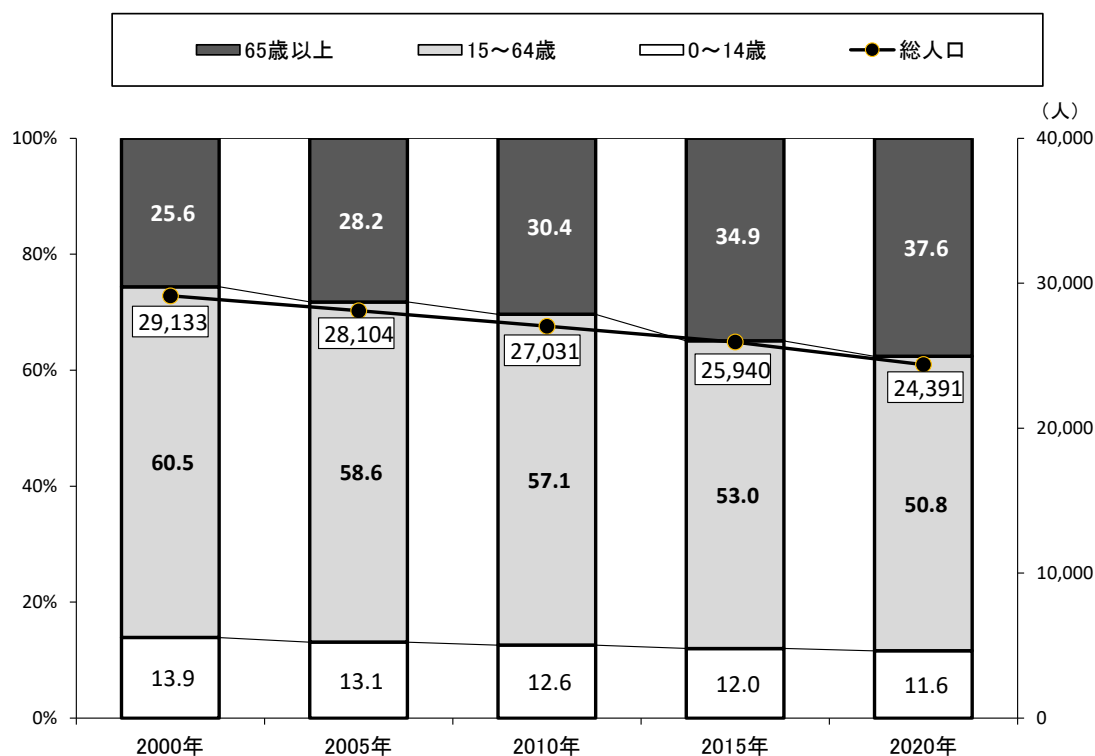
(1) 人口等の現状

① 総人口及び年齢3区分別人口の推移

豊前市の総人口は、2000年（平成12年）の29,133人から2010年（平成22年）の27,031人、2020年（令和2年）には24,391人と減少傾向にあります。

年齢区分別の割合をみると、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあり、2010年（平成22年）の30.4%から2020年（令和2年）には37.6%となっており、高齢化が急速に進行しています。また、生産年齢人口（15～64歳）は、2010年（平成22年）の57.1%から2020年（令和2年）には50.8%に低下しており、年少人口（0～14歳）も減少傾向となっており、今後も少子高齢化が進行していくものと思われます。

図表1-3-1 年齢3区分別人口割合の推移



	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
65歳以上	7,468	7,936	8,204	8,964	9,177
15～64歳	17,630	16,481	15,430	13,609	12,389
0～14歳	4,035	3,686	3,395	3,087	2,825
総人口	29,133	28,104	27,031	25,940	24,391

資料：各年国勢調査

※総人口は年齢不詳人口を含むため年齢別人口の合計とは一致しない

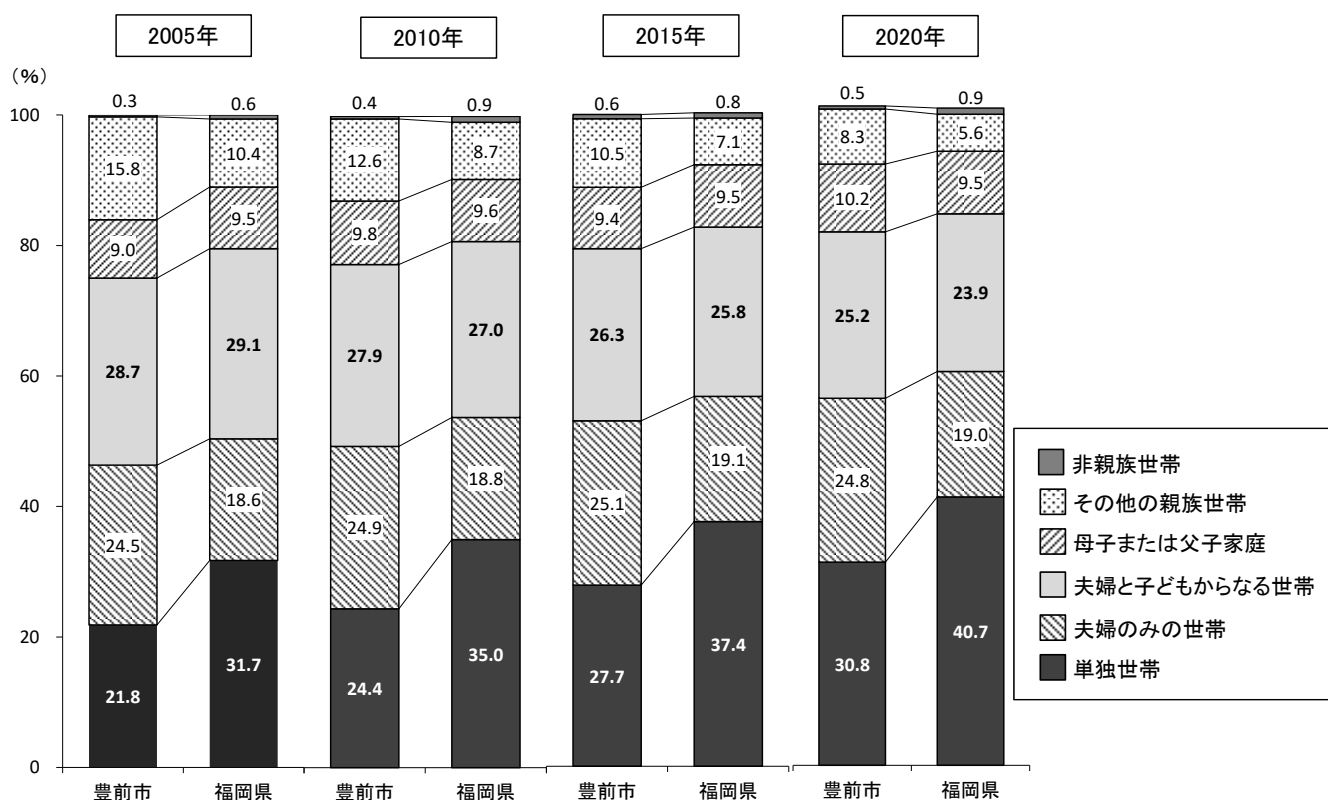
②家族類型別一般世帯数の推移

豊前市における一般世帯の家族形態の割合についてみると、「夫婦と子どもからなる世帯」は2005年（平成17年）の28.7%から2020年（令和2年）には25.2%とやや減少しています。一方、「単独世帯」の割合は2005年（平成17年）の21.8%から2020年（令和2年）には30.8%と大幅に増加しています。

福岡県全体と比較すると、「夫婦と子どもからなる世帯」の割合は福岡県と大きく変わりませんが、「夫婦のみの世帯」の割合が福岡県に比べやや高く、「単独世帯」の割合は低くなっています。2020年（令和2年）の国勢調査では、「夫婦のみの世帯」は65歳以上の高齢者世帯が多い傾向となっており、豊前市においても介護支援や地域の見守りなどの対応が必要となってくると思われます。

また1割前後で推移している「ひとり親家庭」についても、支援に関する情報提供や相談など必要な家庭に支援や情報が届く取組みが求められます。

図表1-3-2 家族類型別一般世帯数の推移（福岡県比較）



資料：各年国勢調査

（※）一般世帯は、その世帯員の世帯主との続柄により、次のとおり区分されます。

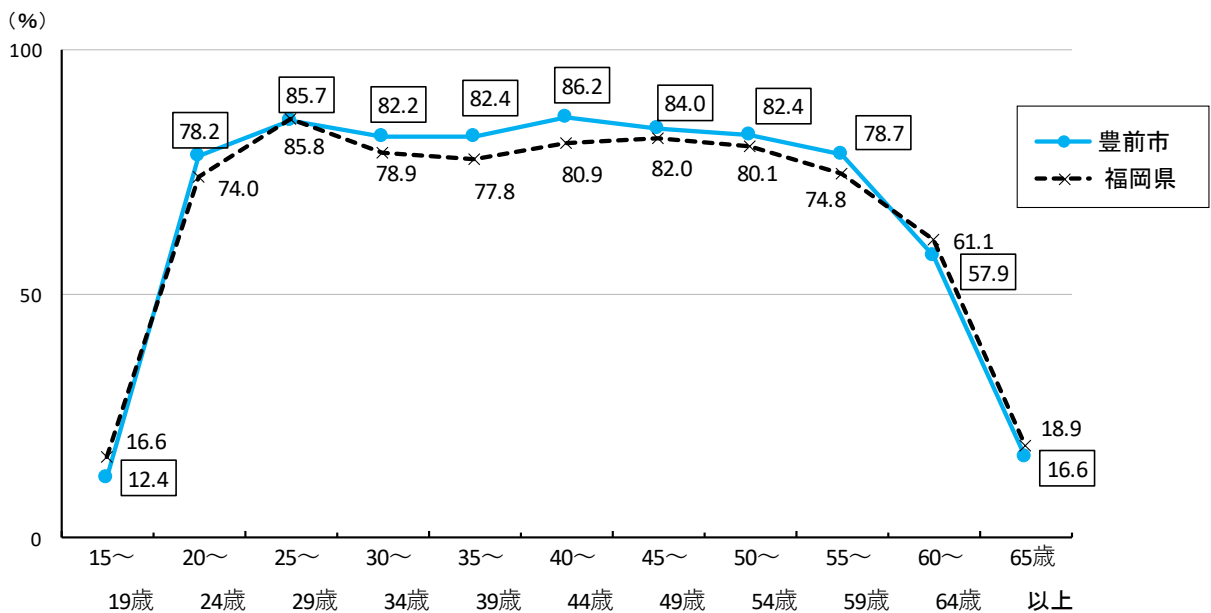
- 親族世帯：2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯。
なお、その世帯に同居する非親族（住み込みの従業員など）がいる場合もここに含まれます。
 - 非親族世帯：2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがない世帯。
 - 単独世帯：世帯人員が1人の世帯。
- 今回は、親族世帯を4区分し、全体で6区分類型としています。

③女性の年齢階級別労働力率

女性の年齢階級別労働力率は、日本では結婚や出産を機に退職する女性が多いため、30歳代でいったん低下し、その後、育児が落ち着いた頃に再び就業して上昇するという、いわゆるM字型カーブ※を描くとされてきましたが、近年では結婚や出産に関わらず就労を継続する女性が増加してM字型のカーブが緩やかになる傾向を示しています。

豊前市の2020年（令和2年）の女性の年齢階級別労働力率をみると、わずかにM字型カーブを描く傾向はみられますが、20歳代後半から50歳代前半まで労働力率は8割を超えており、就労を継続している女性が多くなっています。福岡県と比較しても女性の労働力率は豊前市の方が高く、豊前市では、就業を継続する女性が多いという特徴があります。就業を継続する女性に対しては仕事と家庭の両立支援策等が求められます。

図表1-3-3 女性の年齢階級別労働力率（福岡県比較）



資料：2020年（令和2年）国勢調査

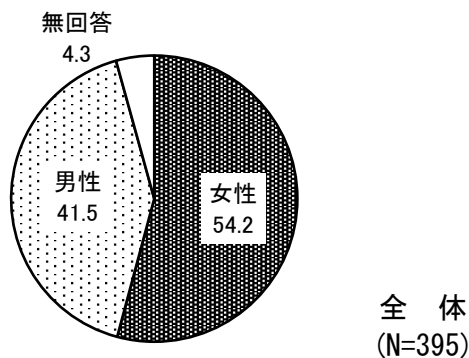
※「労働力率」は15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

(2) 市民意識調査からみた豊前市の現状

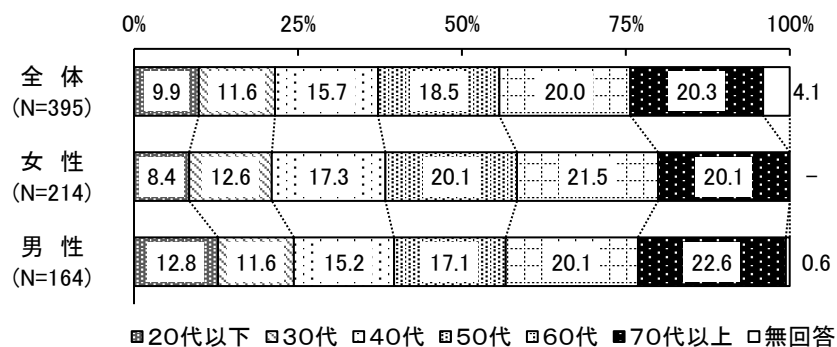
豊前市における男女共同参画意識の現状を把握して今後の施策推進の基礎資料とすることを目的として市内に居住する18歳以上の男女1,000人を対象に、2021年（令和3年）12月に郵送法で実施し、395人から回答を得ました。

回答者の概要は、以下のとおりとなっています。

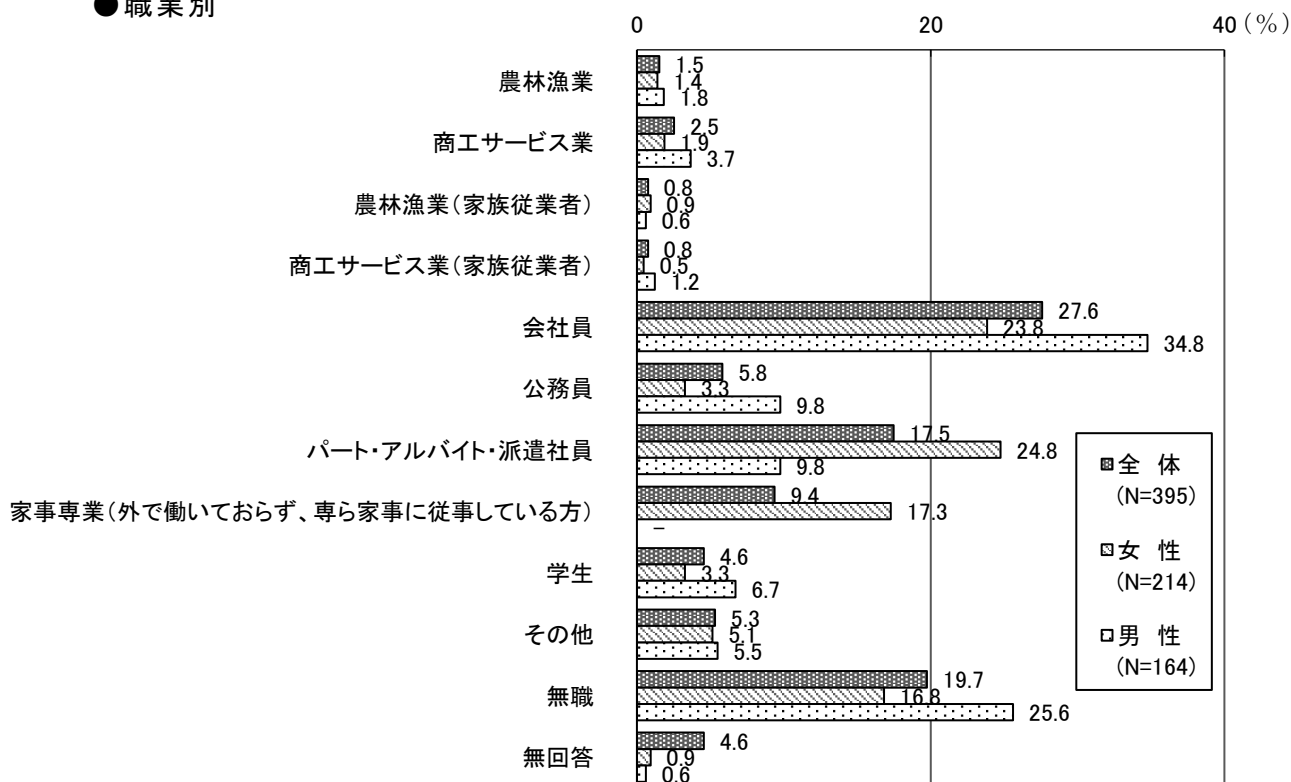
●性別



●年齢別



●職業別

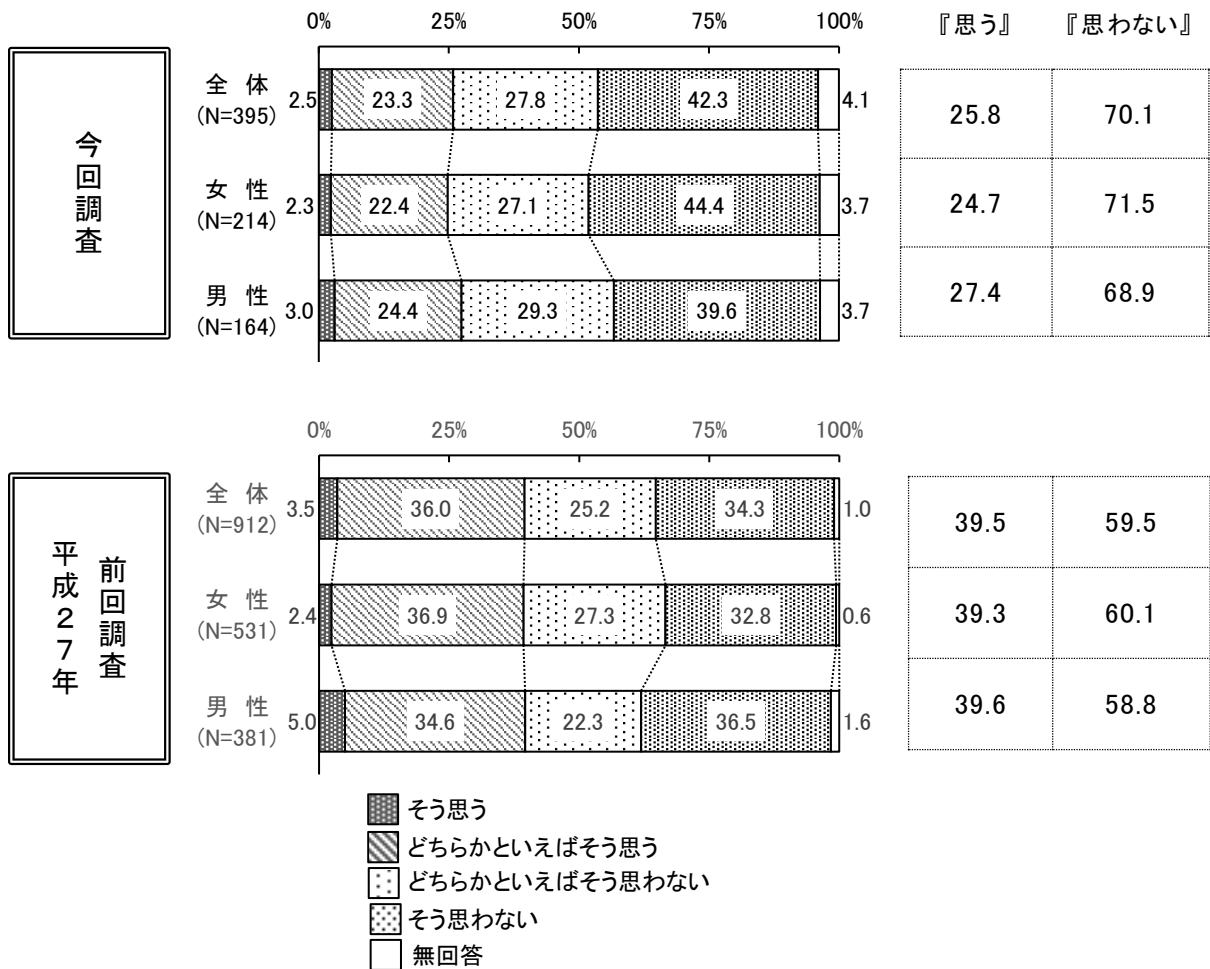


① 固定的性別役割分担意識*

「男は仕事、女は家庭」という考え方について「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合計した『思う』は25.8%、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合計した『思わない』は70.1%で、性別役割分担を容認しない人の割合が大幅に高くなっています。

前回調査と比較すると、性別役割分担を容認しない人は男女とも10ポイント程度増加しており、男女ともに性別役割分担意識が解消される傾向となっています。

図表 1-3-4 固定的性別役割分担意識 [全体、性別] (前回調査比較)



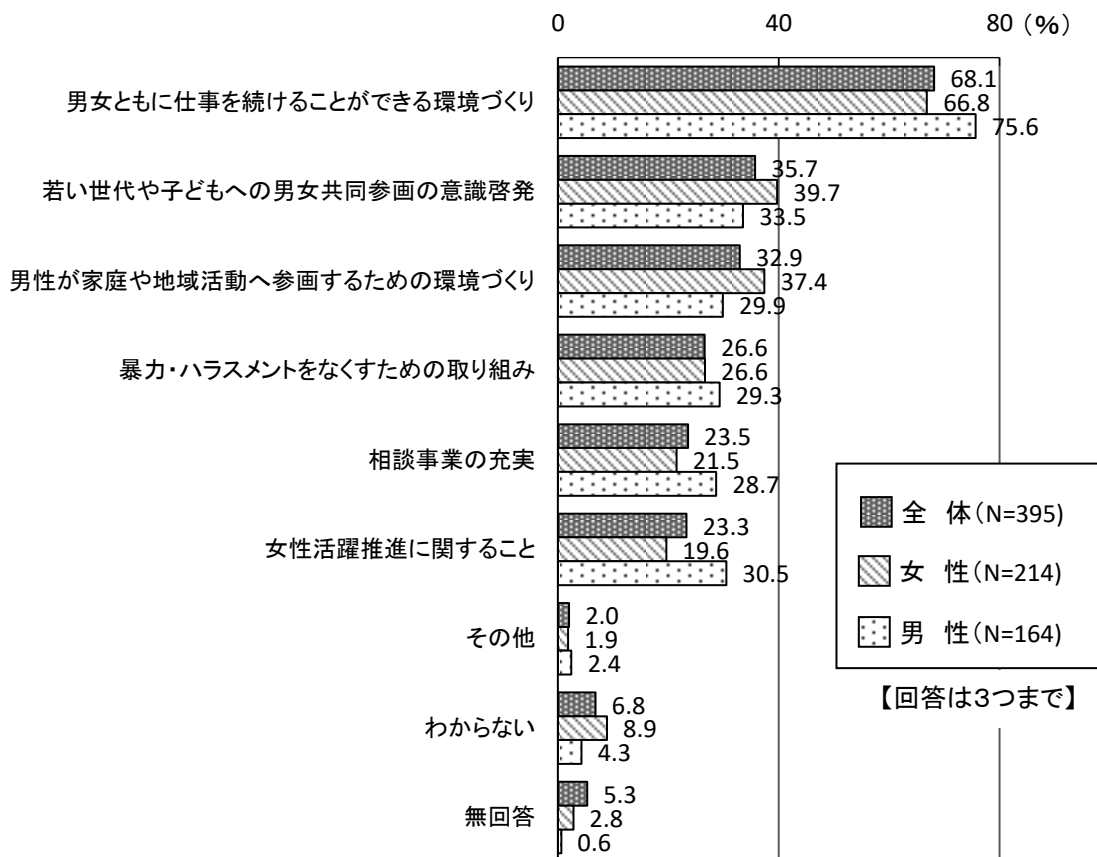
*回答数(N=395)の中に性別無回答者がいるため、合計とは一致しない

②男女共同参画社会実現のために行政が力を入れるべきこと

男女共同参画社会実現のために行政が力を入れるべきこととしては、「男女ともに仕事を続けることができる環境づくり」が68.1%で最も高く、次いで「若い世代や子どもへの男女共同参画の意識啓発」（35.7%）、「男性が家庭や地域活動へ参画するための環境づくり」（32.9%）などが上位にあがっています。

性別でみると、第1位の「男女ともに仕事を続けることができる環境づくり」は女性66.8%に対して男性75.6%で、男性の方が高くなっています。また、「相談事業の充実」（女性21.5%、男性28.7%）、「女性活躍推進に関すること」（女性19.6%、男性30.5%）も男性の方が高くなっています。一方、「若い世代や子どもへの男女共同参画の意識啓発」（女性39.7%、男性33.5%）、「男性が家庭や地域活動へ参画するための環境づくり」（女性37.4%、男性29.9%）は女性の方が高くなっています。

図表 1-3-5 「男女共同参画社会」を実現するために行政が力を入れること
[全体、性別]



4 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

- ①「男女共同参画社会基本法」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく計画です。

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村計画として策定しています。

- ②「豊前市男女共同参画推進条例」に基づく計画です。

この計画は、「豊前市男女共同参画推進条例」第9条に基づくものであり、条例の基本理念、責務等を踏まえて策定しています。

- ③「豊前市総合計画」及び国・県の計画を踏まえた計画です。

この計画は、「第6次豊前市総合計画」や、国の「第5次男女共同参画基本計画」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」「第5次福岡県男女共同参画計画」及び「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」との整合性を保ちながら、豊前市における男女共同参画推進に関する基本的な取組みの方向と具体的施策を示す計画です。

- ④SDGsの理念を踏まえた計画です。

この計画は、国際社会共通の目標である「SDGs」(持続可能な開発目標)、特に「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」を踏まえて策定しています。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、2017年度(平成29年度)から2026年度(令和8年度)までの10年間としています。2022年度(令和4年度)に計画の進捗状況等について見直しを行い、社会情勢や国の施策等の変化を考慮したうえで2026年度(令和8年度)までの後期計画を策定したものです。

2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	
					計画の見直し					
前期計画期間						後期計画期間				

(3) 計画の基本理念

「男女共同参画社会基本法」並びに「第6次豊前市総合計画」「豊前市男女共同参画推進条例」の理念に鑑み、前期計画に引き続き、本計画の基本理念を、以下のとおり

男女がともに輝くまち ぶぜん

と定めます。

本市では、2002年（平成14年）に設置した「豊前市男女共同参画推進懇話会」から「豊前市男女共同参画推進懇話会提言書～ためらわず・こだわらず・自分らしく今一歩～」が提出されました。この懇話会提言書を踏まえて、「豊前市男女共同参画行動計画」を策定し、「男女がともに輝くまち ぶぜん」を基本理念に掲げて様々な取組みを推進してきました。続く「第2次豊前市男女共同参画行動計画」においてもこの基本理念を引き継いでおり、今後5年間の後期計画においても「男女がともに輝くまち ぶぜん」を基本理念に掲げて取組みを進めていくものです。

(4) 計画の基本目標

本計画の理念の実現に向けた計画的な施策の推進のために、次に掲げる5つの目標を設定します。

- I 男女がともに参画する地域づくり
- II 男女が互いを認め合い、尊重しあう意識づくり
- III 男女がともに豊かな人生を送れる環境づくり
- IV 一人ひとりが大切にされ、安心・安全に暮らせる基盤づくり
- V 市民とともに進める推進体制の充実

基本目標Ⅰ 男女がともに参画する地域づくり

地域を活力と魅力あふれるものにしていくためには、性別やその他の属性に関わらず様々な経験や社会的背景を持つ人々が、それぞれの個性と能力を活かして地域づくりに関わり、多様な視点を方針決定や施策に反映していくことが重要です。国は「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組みを進める」との目標を掲げていますが、豊前市の審議会・委員会や各種地域団体等の役員など、意思決定過程への女性の参画は十分とはいえません。

地域の活性化や防災など、地域の課題解決に男女共同参画の視点を取り入れ、男女がともに地域社会の形成に参画できるよう取り組むとともに、市の審議会・委員会等や地域団体等の役職への女性の登用を推進します。

基本目標Ⅱ 男女が互いを認め合い、尊重しあう意識づくり

誰もが性別に関わりなく自分らしく生き、輝くことができる男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが性別をめぐる固定的な役割分担意識や偏見を抱かず、お互いの個性や生き方を尊重する意識を共有することが重要です。近年、相手の属性によって無意識のうちに判断や評価をゆがめる可能性がある「アンコンシャス・バイアス※」（無意識の偏見）の問題も指摘されています。豊前市で活動する市民がそれぞれの個性と能力を活かし様々な分野で活躍できるよう、お互いを認め合い、尊重しあう意識づくりを進めます。

市民や市内事業所、地域団体等に対し、男女共同参画に関する啓発・情報提供を充実するとともに、市民のための相談体制を充実します。子どもたちが性別によって将来の可能性を制限されてしまうことのないよう、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

基本目標Ⅲ 男女がともに豊かな人生を送れる環境づくり

社会・経済状況や家族や地域のあり方が大きく変化するとともに、個人のライフスタイルやライフコース※も多様化している現在、これまでの働き方や暮らし方を見直していくことが必要になっています。働く場において一人ひとりの市民がそれぞれの個性と能力を活かして活躍できることはもとより、家庭や地域などの生活面においても充実した活動ができる環境をつくることが重要です。

被雇用者だけではなく農林水産業・商工業等の自営業についても、ワーク・ライフ・バランス※の実現や仕事と育児や介護との両立が可能となるよう、市民や事業所と協力しながら施策を推進します。市民が性別や年齢に関わらず生活面でも自立し活動ができるように、日常生活に直結する知識や技術を身につけるための支援を行います。

基本目標Ⅳ 一人ひとりが大切にされ、 安心・安全に暮らせる基盤づくり

人が性別によって差別されたり、DVやハラスメント等の暴力を受けたりすることは重大な人権侵害です。また、男女が対等な関係のもとで、生涯にわたり安全で健康な生活を営み、性と生殖に関して正しい知識と決定権をもつことは基本的な人権の一つです。

女性の人権の重要な課題である「リプロダクティブ・ヘルス&ライツ[※]」（性と生殖に関する健康と権利）についての理解を醸成し、一人ひとりがライフステージに応じて安心して健康な生活を送れるよう支援します。また、DVやハラスメント、性暴力について市民の認識を高めるよう啓発を進めるとともに、被害者への相談・支援体制を充実させます。

高齢者や障がい者、外国人、性的少数者[※]、ひとり親家庭など、社会において複合的に困難な状況におかれがちな人々が安心して暮らすことができるよう支援体制を整え、すべての人が大切にされるまちづくりを進めます。

基本目標Ⅴ 市民とともに進める推進体制の充実

豊前市において男女共同参画を推進するためには、行政職員一人ひとりが男女共同参画の重要性を理解し、認識を深めることが必要です。また、行政、市民及び事業者等との連携も重要です。市条例では、市は、男女共同参画に関する施策を推進するにあたって「市民及び事業者等と協力して推進施策を実施しなければならない」と定められ、市民は、「市が実施する推進施策に協力するよう努める」と定めています。市条例に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業所、団体と互いに連携を図りながら、協働して施策を推進していきます。

豊前市における男女共同参画推進拠点の機能や市内の推進体制の充実を図ります。市民、企業、地域団体等の模範となるよう、市内におけるワーク・ライフ・バランスや男女共同参画を積極的に推進します。

本計画に位置づけられたそれぞれの施策を着実に実施するために、その進捗状況と達成度を定期的に確認し、市民や地域の各団体の委員などで構成される「豊前市男女共同参画審議会」の評価や提言を受けて、必要な場合は改善していきます。

(5) 本計画とSDGsの関連性

2015年(平成27年)の国連サミットで採択されたSDGsの理念は「誰一人取り残さない」社会の実現をめざして、2030年(令和12年)までの国際社会全体の持続可能な17のゴール(目標)を定めています。豊前市においても男女共同参画社会の実現に向けて、「ゴール5ジェンダー平等を実現しよう」について取組みが求められています。

■ 基本目標に関連しているSDGsゴール

基本目標	関連するゴール						
基本目標Ⅰ 男女がともに参画する地域づくり							
基本目標Ⅱ 男女が互いを認め合い、尊重しあう意識づくり							
基本目標Ⅲ 男女がともに豊かな人生を送れる環境づくり							
基本目標Ⅳ 一人ひとりが大切にされ、安心・安全に暮らせる基盤づくり							
基本目標Ⅴ 市民とともに進める推進体制の充実							

■ 本プランと関連するSDGsゴール

	1 貧困をなくそう	あらゆる場所、あらゆる形態の貧困を終わらせる
	3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
	4 質の高い教育をみんなに	全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子の能力強化を行う
	8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
	10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
	16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	17 パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

(6) 計画の体系

基本理念	基本目標	主な施策	
男女がともに輝くまち ぶぜん	<p>I 男女がともに 参画する 地域づくり</p>	<p>1 男女共同参画の視点に 立ったまちづくりの推進</p>	<p>(1) 地域における男女共同参画の推進 (2) 男女共同参画の視点を活かした防災・防犯への 取組み</p>
	<p>II 男女が互いを 認め合い、尊重しあう 意識づくり</p>	<p>1 男女共同参画に関する 啓発活動の充実</p>	<p>(1) 各種地域団体等の意思決定過程における 男女共同参画の推進 (2) 市の審議会・委員会等における男女共同参画の 推進</p>
	<p>III 男女がともに 豊かな人生を送れる 環境づくり (女性活躍推進法に基 づく市の推進計画)</p>	<p>1 男女共同参画の視点に 立った教育の推進</p>	<p>(1) 男女共同参画に関する啓発と相談の充実 (2) 男女共同参画についての学習機会の提供 (3) 男女共同参画に関する情報提供の充実</p>
	<p>IV 一人ひとりが 大切にされ、 安心・安全に暮らせる 基盤づくり (DV防止法に基づく市 の基本計画)</p>	<p>1 働く場における男女共同 参画と女性活躍の推進</p>	<p>(1) 教育・保育関係者の男女共同参画についての 理解促進 (2) 性別にとらわれない学習・進路指導の推進</p>
	<p>V 市民とともに進める 推進体制の充実</p>	<p>2 仕事と生活の調和を図る ための社会環境の整備</p>	<p>(1) 企業等における男女の均等な機会と待遇の確保 の促進 (2) 男女の就労・再就労支援の充実 (3) 農林水産業・商工業等の自営業における 男女 共同参画の推進</p>
	<p>IV 一人ひとりが 大切にされ、 安心・安全に暮らせる 基盤づくり (DV防止法に基づく市 の基本計画)</p>	<p>2 仕事と生活の調和を図る ための社会環境の整備</p>	<p>(1) ワーク・ライフ・バランスの推進 (2) 子育て支援施策の充実 (3) 介護を社会で支える環境の整備</p>
	<p>IV 一人ひとりが 大切にされ、 安心・安全に暮らせる 基盤づくり (DV防止法に基づく市 の基本計画)</p>	<p>1 あらゆる暴力の根絶</p>	<p>(1) 男女の生活面での自立に向けた取組みの推進</p>
	<p>IV 一人ひとりが 大切にされ、 安心・安全に暮らせる 基盤づくり (DV防止法に基づく市 の基本計画)</p>	<p>2 生涯にわたる健康づくりの 推進</p>	<p>(1) DV、ハラスメント、性暴力等の防止対策の推進 (2) DV、ハラスメント、性暴力等に関する相談支援 体制の拡充</p>
	<p>IV 一人ひとりが 大切にされ、 安心・安全に暮らせる 基盤づくり (DV防止法に基づく市 の基本計画)</p>	<p>3 社会的マイノリティの人々 への支援</p>	<p>(1) ライフステージに応じた健康づくり支援 (2) リプロダクティブ・ヘルス&ライツについての理解の 促進</p>
	<p>IV 一人ひとりが 大切にされ、 安心・安全に暮らせる 基盤づくり (DV防止法に基づく市 の基本計画)</p>	<p>1 推進体制の充実</p>	<p>(1) 高齢者・障がい者に対する支援 (2) 在住外国人に対する支援 (3) ひとり親家庭等への支援 (4) 性的少数者への支援</p>
	<p>IV 一人ひとりが 大切にされ、 安心・安全に暮らせる 基盤づくり (DV防止法に基づく市 の基本計画)</p>	<p>2 特定事業主行動計画の 着実な推進</p>	<p>(1) 市民と協働の推進体制の充実 (2) 庁内における男女共同参画の推進</p>
	<p>IV 一人ひとりが 大切にされ、 安心・安全に暮らせる 基盤づくり (DV防止法に基づく市 の基本計画)</p>	<p>2 特定事業主行動計画の 着実な推進</p>	<p>(1) 市職員における男女の機会均等と職域の拡大 (2) 市職員のワーク・ライフ・バランスの推進 (3) 女性職員の管理職登用の促進</p>

5 計画における重点項目

男女共同参画の推進にあたって、近年の社会状況や豊前市の男女共同参画の現状、豊前市男女共同参画後期行動計画の進捗状況等を踏まえ、次の3つを本計画における特に重点的に取り組むべき項目とします。

(1) 地域における男女共同参画の推進

少子高齢化の進行やライフスタイルが変化するなか、市民にとって身近な生活の場である地域での男女共同参画推進の重要性が増しています。地域での活動においては慣例やしきたりが重視されるなど、いまだに男性中心的な運営になりがちな実態がありますが、地域の活性化のためには、性別や年齢に関わらず多様な人々が地域での活動に参画することが必要です。

地域の団体に対して男女共同参画に関する啓発や情報提供を積極的に行うとともに、女性の積極的な登用や組織運営の見直しについて働きかけます。また、女性自身が役職等への就任を忌避する傾向があることから、地域でのリーダーとなる女性の育成や人材リストの充実と活用を図ります。

⇒(女性)人材リストを充実させ、審議会等における女性の登用率向上を図ります。

●該当する主な施策

- I-1-(1) 地域における男女共同参画の推進
- I-2-(1) 各種地域団体等の意思決定過程における男女共同参画の推進
- (2) 市の審議会・委員会等における男女共同参画の推進
- II-1-(1) 男女共同参画に関する啓発と相談の充実
- (2) 男女共同参画についての学習機会の提供
- (3) 男女共同参画に関する情報提供の充実

(2) 人材育成とネットワークづくり

男女共同参画社会を実現するにあたっては、行政による取組みだけではなく、市民自らが課題を見つけ、課題解決に向けた活動を企画し実施するなど、主体的に参画することが望まれます。そのためには、女性リーダーの育成はもとより、すでに様々な分野で活動している個人や団体間の情報交換や交流を促進し、行政も含めた協働を促進するなど、それぞれの活動をより効果的に行える仕組みづくりが必要です。

市民への啓発や情報提供の手法、媒体等を工夫し、男女共同参画への市民の関心を高めるよう努めます。市内の人材や団体のネットワーク化や行政との協働の機会をつくるなど、市民と協働して施策を推進します。

⇒講演会や講座、広報誌を通じた啓発活動の実施方法を工夫し、男女共同参画の推進に関わる市民を増やします。

●該当する主な施策

- I-2-(1) 各種地域団体等の意思決定過程における男女共同参画の推進
- (2) 市の審議会・委員会等における男女共同参画の推進
- II-1-(1) 男女共同参画に関する啓発と相談の充実
- (2) 男女共同参画についての学習機会の提供
- (3) 男女共同参画に関する情報提供の充実
- V-1-(1) 市民と協働の推進体制の充実

(3) 推進体制の充実

本計画を着実に推進するには、男女共同参画について行政職員が正しく理解し、その必要性についての認識を深めることが不可欠です。また、関係各課が連携しながら、あらゆる施策に男女共同参画の視点をもって施策の実施にあたるジェンダーの主流化を進める必要があります。

男女共同参画推進会議を中心として、関係各課の連携のもとに事業を推進します。また、市民や市内事業所への模範となるよう、豊前市特定事業主行動計画に掲げる目標達成に向け、女性職員の登用や男性職員の育児休業取得促進を図ります。

⇒特定事業主行動計画に掲げる目標の達成を目指します。

(管理的地位(係長以上)の女性職員比率、男性職員の育児休業取得率)

●該当する主な施策

- II-1-(1) 男女共同参画に関する啓発と相談の充実
- (2) 男女共同参画についての学習機会の提供
- (3) 男女共同参画に関する情報提供の充実
- V-1-(1) 市民と協働の推進体制の充実
- (2) 庁内における男女共同参画の推進
- V-2-(1) 市職員における男女の機会均等と職域の拡大
- (2) 市職員のワーク・ライフ・バランスの推進
- (3) 女性職員の管理職登用の促進



第2章

実施計画

第2章 実施計画

基本目標Ⅰ

男女がともに参画する地域づくり

● 主な施策1 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進

【現状と課題】

高齢化や単身世帯の増加が進行するなか、市民にとって身近な生活の場である地域を活力あるものとしていくためには、地域づくりのあらゆる場面において、性別や年齢に関わらず多様な経験や背景を持った人々が参画し、意見やアイデアを出し合うことが必要です。特に近年、被災時における家庭的責任の女性への集中や、避難所での着替えや授乳などへの配慮の不足などの問題が指摘されており、防災や災害対応にジェンダーの視点を反映させることや、地域の防災・防犯活動への女性の参画が求められています。

市民意識調査によると、地域活動・社会活動の場での男女の地位について、「男性の方が優遇されている」とする人が5割を超えています【図表2-1】。

また、災害に備えるため必要なこととして、「日頃から地域でのつながりを大切にする」「備蓄品について女性や介護者、障がい者の視点を入れる」「女性も男性も防災活動や訓練に取り組む」などが多くあげられています。【図表2-2】。

男女がともに地域活動に主体的かつ積極的に参画することができるよう、各種地域団体への意識啓発を推進するとともに、地域で活動するグループへの支援を行います。防災計画・防災体制づくりに男女共同参画の視点を取り入れ、災害時における性別によるニーズの違い等に対応できる体制を整えます。自主防災組織や消防団、防災士等への女性の参画を働きかけ、誰もが安全・安心に暮らせる地域づくりを進めていきます。

(1) 地域における男女共同参画の推進

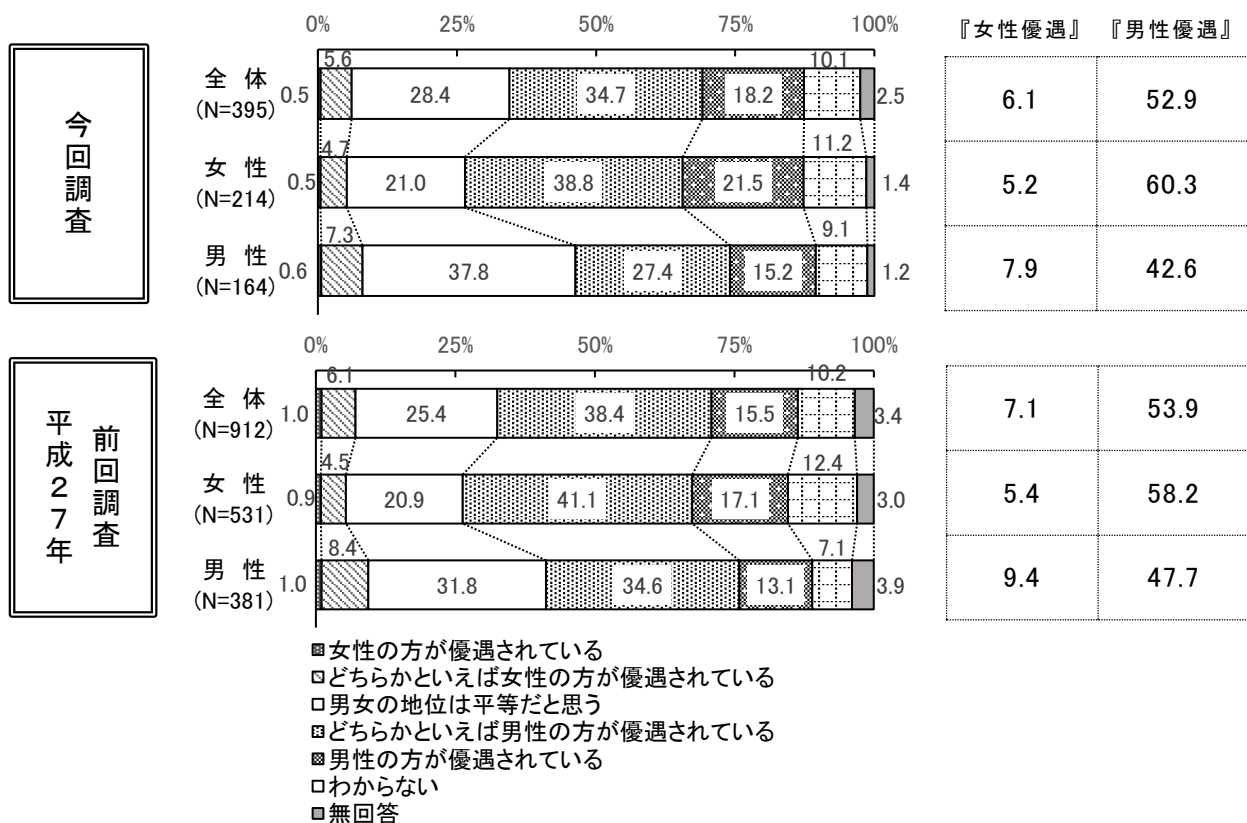
番号	事業名	事業概要	担当課
1	各種地域団体に対する意識啓発の推進	自治会、PTA、子ども会、老人クラブ等の地域の団体に対し、男女共同参画に関する啓発や情報提供を積極的に行います。	全庁
2	地域で自主的な活動を行うグループへの支援	男女共同参画の視点に立ち自主的な活動を行うグループ、まちづくりや地域おこし、ボランティアなどの活動を行うグループに対して関係各課と連携のもと活動を支援します。	全庁
3	地域等における慣習等の見直し促進	男女共同参画の視点に立って、地域の慣習、慣行の見直し等について、広報や講演会などを活用して市民への啓発とともに地域へ機会をとらえて働きかけます。	人権男女共同参画室 全庁

(2) 男女共同参画の視点を活かした防災・防犯への取組み

番号	事業名	事業概要	担当課
4	性犯罪や街頭犯罪防止対策の充実	自治会等の地域団体や警察と連携し、防犯灯の設置やパトロールの強化等、性犯罪や街頭犯罪防止対策を充実します。	総務課 生涯学習課
5	男女共同参画の視点に立った防災計画・防災体制づくり	災害時における性別によるニーズの違いに対応できるよう、男女共同参画の視点を取り入れた防災計画の推進及び自主防災組織等の防災体制づくりを推進します。	総務課
6	地域の防災・防犯活動への女性の参画の促進	自主防災組織や消防団、防災士等への女性の積極的な参画を働きかけます。	総務課

【参考データ】

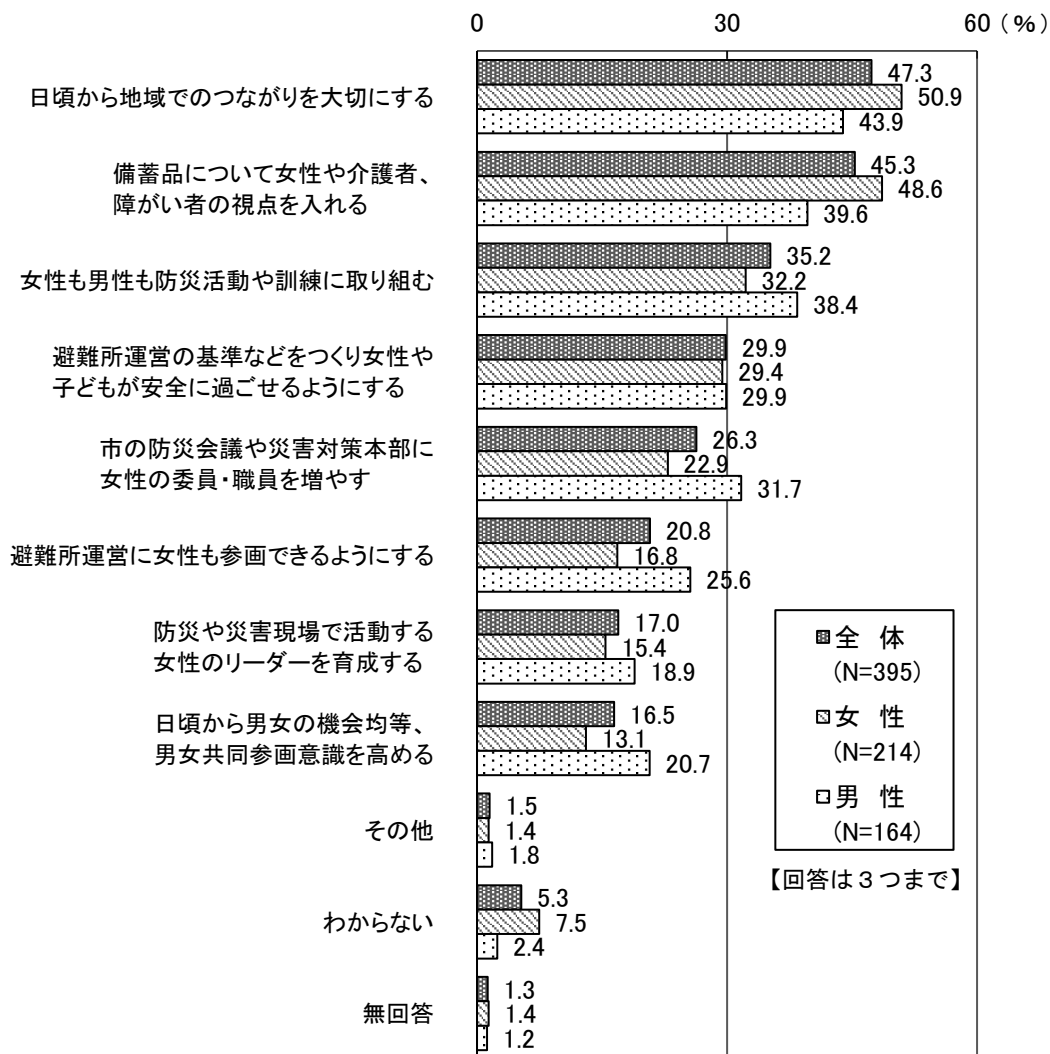
図表2-1 地域活動・社会活動の場での男女の地位の平等感[全体、性別]
(前回調査比較)



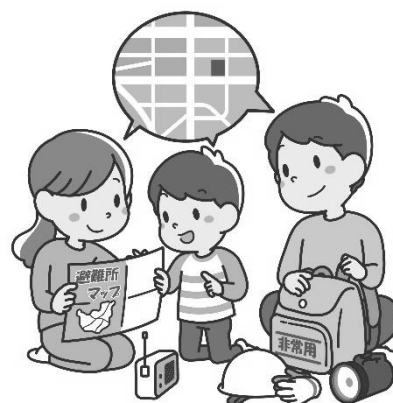
資料：「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」令和3年12月

【参考データ】

図表2-2 災害に備えるため必要な男女共同参画の視点[全体、性別]



資料：「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」令和3年12月



● 主な施策 2 審議会・委員会・地域団体等における女性の登用の推進

【現状と課題】

豊前市では、「豊前市における審議会等への女性の参画促進要綱」を策定し、審議会等での女性の登用率について30%を下回らないこととし、男性、女性がほぼ同数で構成されることを目指しています。2022年（令和4年）4月現在の豊前市の審議会等における女性委員の登用率は31.8%で、30%には達したものの、福岡県内市町村平均の登用率を下回っており、目指している状態には程遠いといえます【図表2-3】。

市民意識調査によると、県や市の審議会・委員会のメンバーに推薦された場合に「断る」と回答した女性が72.9%に上っており、その他の地域の役職についても「断る」が8割前後を占めるなど、女性が役職につくことに消極的であることがうかがえます【図表2-4】。断る理由としては、「役職につく知識や経験がないから」、「家事・育児や介護に支障が出るから」が多く【図表2-5】になっており、女性が知識や経験を蓄積できる機会を設け、地域や団体のリーダーとなれる人材を育成することが望まれます。加えて、子育て中や介護中の人でも負担にならないよう活動時間や活動内容を工夫するなど、男女がともに地域での活動に参画できる環境を整えることが必要です。

審議会・委員会や地域の役職における女性の登用について、関係各機関・団体の理解・協力を求めるとともに、組織運営のあり方についても見直しを働きかけます。リーダーとなる人材の育成と情報の収集および提供を行い、政策・方針決定の場への女性の参画を支援します。また、女性の登用率について定期的に調査を行い、状況の把握と目標達成に向けた取組みを推進します。

（1）各種地域団体等の意思決定過程における男女共同参画の推進

番号	事業名	事業概要	担当課
7	各種地域団体等の意思決定における女性の参画の促進	公民館や自治会など、地域の役職への女性の登用を働きかけるとともに、男性中心の組織運営の見直しを働きかけます。	人権男女共同参画室 総務課 生涯学習課
8	男女共同参画に関わる人材についての情報の収集と提供	各分野で活躍している女性や男性について、各課や関係機関と連携し情報収集を行い、人材リストを作成し、活用を促します。	人権男女共同参画室
9	女性リーダーの育成とネットワークづくり支援	講座の開催や県などの情報提供を通じて、地域で自主的な活動を推進するリーダー等人材の育成と交流を図ります。	人権男女共同参画室

(2) 市の審議会・委員会等における男女共同参画の推進

番号	事業名	事業概要	担当課
10	市の審議会・委員会等における女性の登用の推進	「豊前市における審議会等への女性の参画促進要綱」に基づき、審議会・委員会等の委員に積極的に女性を登用します。	全庁
11	審議会・委員会等の女性の登用状況の調査と公表	審議会・委員会等への女性の登用状況を調査し、女性人材登録状況と合わせて結果を公開するなど、女性の登用に向けて啓発していきます。	人権男女共同参画室

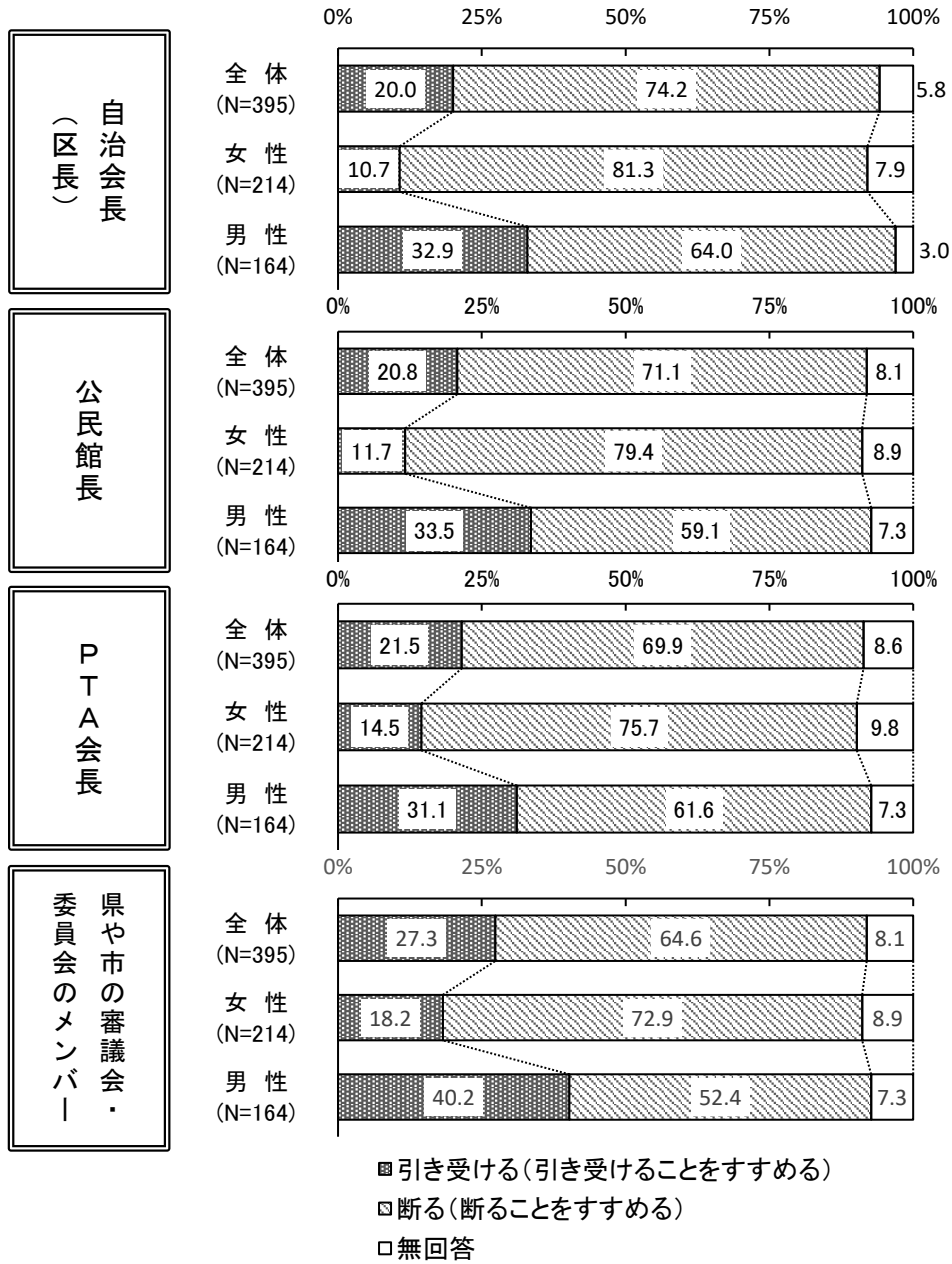
【参考データ】

図表2-3 豊前市における各種委員会・審議会等の男女別登用状況(令和4年4月現在)

名 称	総人数	女性人数	比率(%)
市議会議員	13	2	15.4
審議会等委員	251	76	30.3
地方自治法第180条の5に基づく委員会等	28	5	17.9
地方自治法第202条の3に基づく審議会等(広域を除く)	223	71	31.8
行政区長	127	1	0.8
小・中学校PTA会長	14	1	7.1
民生委員・児童委員	67	36	53.7
豊前市職員	218	80	36.7
管理職	32	4	12.5
うち部長級	4	0	0
うち課長級	18	3	16.7
うち課長補佐級	10	1	10.0
うち係長級	60	21	35.0

【参考データ】

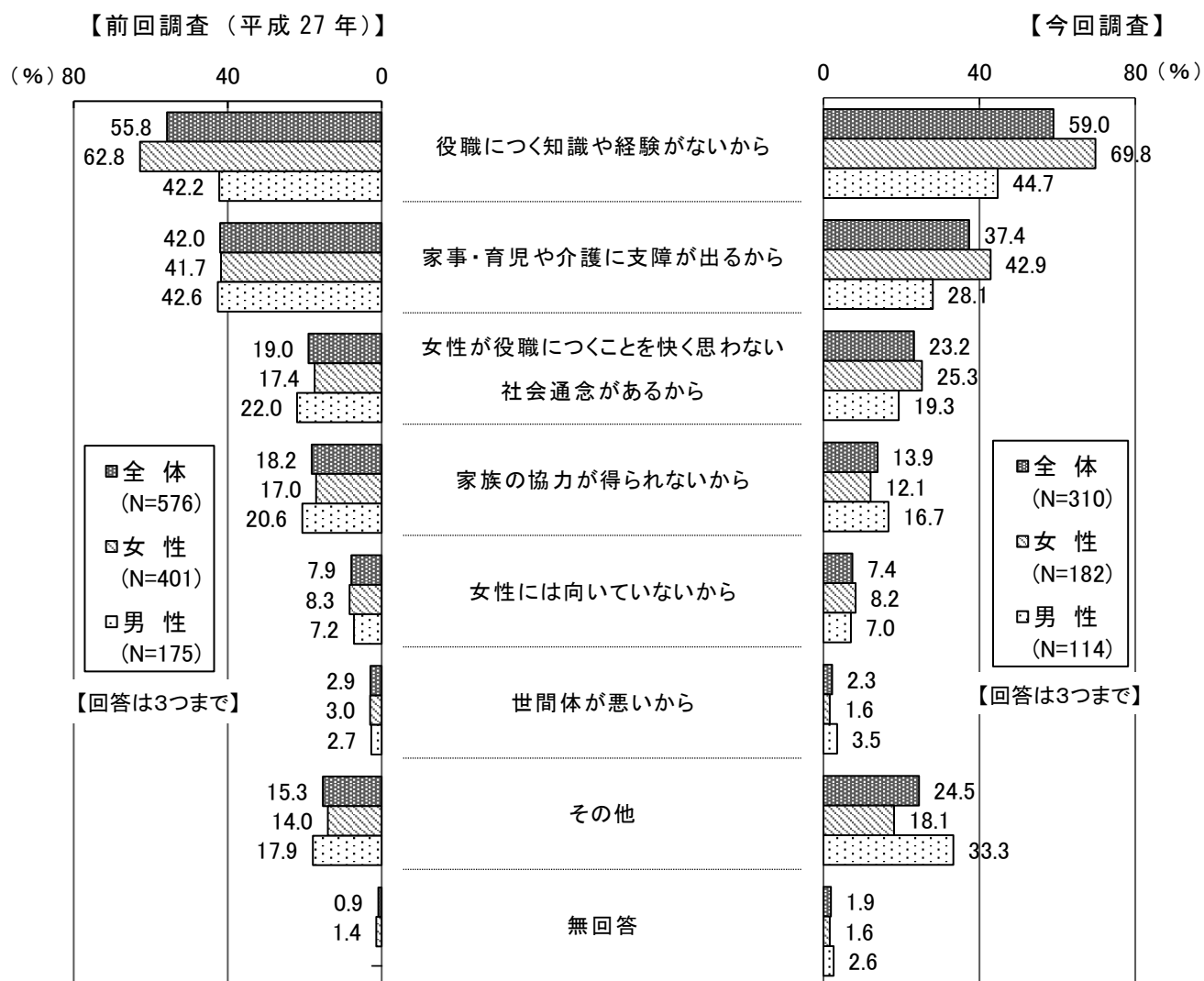
図表2-4 地域の役職に女性が推薦された場合の対処[全体、性別]



資料：「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」令和3年12月

【参考データ】

図表2-5 断る(断ることをすすめる)理由[全体、性別](前回調査比較)



資料：「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」令和3年12月

基本目標Ⅱ 男女が互いを認め合い、尊重しあう意識づくり

● 主な施策 1 男女共同参画に関する啓発活動の充実

【現状と課題】

一人ひとりが性別に関わらずそれぞれの個性と能力を活かして活躍できる男女共同参画社会を実現するためには、市民の男女共同参画についての理解の促進や、固定的な性別役割分担意識の見直しなど、男女共同参画の意識づくりを進める必要があります。

市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について反対する人は7割を超えており、2015年（平成27年）に実施した前回調査からも大きく数値を伸ばしています【図表1-3-4】。豊前市においては、固定的な性別役割分担意識が弱まっていることがうかがえます。また、「男女共同参画社会」という言葉についても8割近い人が認知しています【図表2-6】。一方で、「社会通念・慣習・しきたりなどで」についての男女の地位の平等感として8割近い人が「男性優遇」と回答しており、社会において男性中心の意識や通念が残っていると考える人が多くなっています【図表2-7】。

近年、人が相手の属性によって無意識のうちに判断や評価をゆがめる可能性がある「アンコンシャス・バイアス」（無意識の偏見）の問題も指摘されています。市民の男女共同参画についての理解を深め、男女共同参画社会の実現に向けた機運を高めるため、様々な機会を活用し、幅広い対象に向けて意識啓発と情報及び学習機会の提供を行います。市の各種相談窓口の連携強化と情報共有を図り、市民の様々な相談に対応できるよう、相談体制を充実します。市が発行する広報誌やチラシ等の作成にあたっては、固定的な性別役割分担意識を助長することのないよう、男女共同参画の視点から配慮をします。

（1）男女共同参画に関する啓発と相談の充実

番号	事業名	事業概要	担当課
12	男女共同参画に関する市民への意識啓発の推進	男女共同参画に関する講演会や講座の開催とともに児童生徒の作品募集など様々な機会を通じて市民の意識啓発を図ります。	人権男女共同参画室
13	市民のための相談体制の充実	様々な問題を抱える市民の相談に対応できるよう、各種相談窓口の関係各課及び各種相談員の連携の強化と情報の共有を図ります。	人権男女共同参画室 福祉課 総務課 商工観光課 学校教育課 健康長寿推進課

(2) 男女共同参画についての学習機会の提供

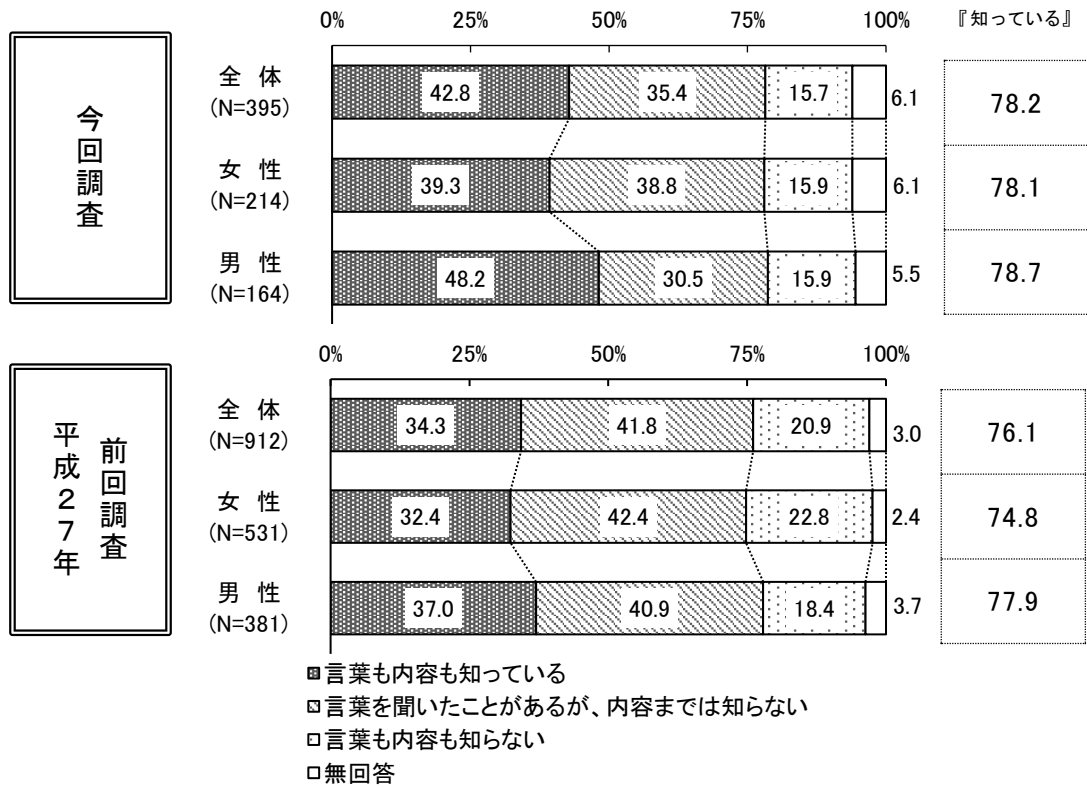
番号	事業名	事業概要	担当課
14	男女共同参画に関する市民講座の開催	男女共同参画に関する市民向けの講座や学習会などを開催し、広く市民の意識啓発を図ります。実施にあたっては、開催方法や内容について工夫していきます。	人権男女共同参画室
15	市民の男女共同参画に関する学習の支援	地域や企業、グループで行う自主的な学習会等に対して、関係各課と連携して情報提供やDVD等の貸し出し等を行い、市民の学習活動を支援します。	人権男女共同参画室 生涯学習課

(3) 男女共同参画に関する情報提供の充実

番号	事業名	事業概要	担当課
16	男女共同参画に関する広報の充実	市報や市ホームページ等の広報媒体を活用し、男女共同参画に関する情報を積極的に提供します。	人権男女共同参画室
17	男女共同参画に関する情報の収集・提供	男女共同参画に関する国・県の各種資料、講座や相談窓口等の情報を収集し、市役所窓口および市内公共施設、広報等を通じて情報提供を行います。	人権男女共同参画室 生涯学習課
18	広報物の表現への配慮	市が発行する広報誌、冊子、ポスター等の作成について、男女共同参画の視点に立った表現に配慮します。	全庁

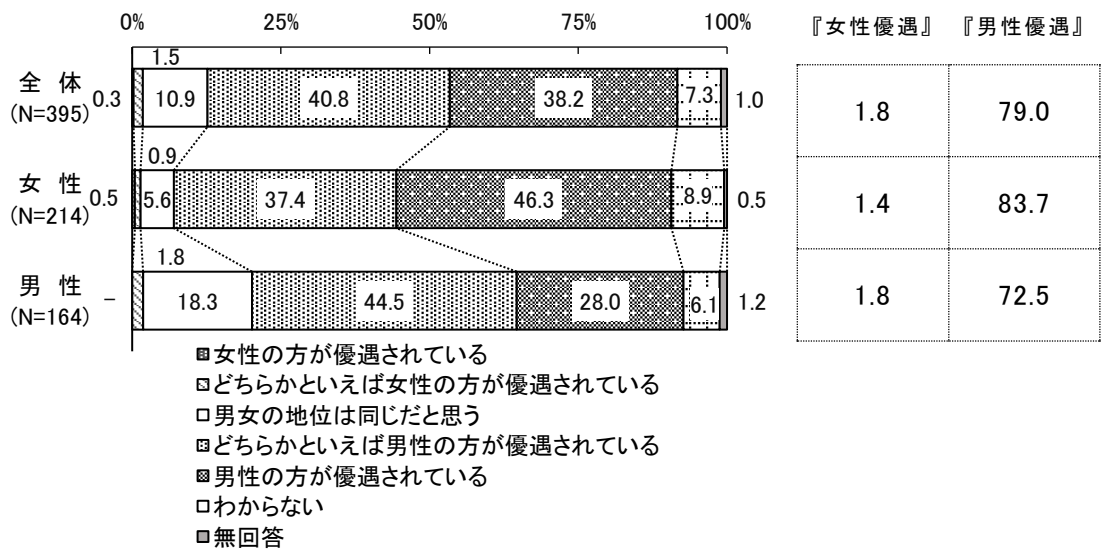
【参考データ】

図表 2-6 「男女共同参画社会」という言葉の認知 [全体、性別] (前回調査比較)



資料：「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」令和3年12月

図表 2-7 社会通念・慣習・しきたりなどでの男女の地位の平等感 [全体、性別]



資料：「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」令和3年12月

● 主な施策2 男女共同参画の視点に立った教育の推進

【現状と課題】

人は子どもの頃から様々な場面で様々な人と接する中で、社会のルールや価値観を学んでいきます。中でも子どもたちが1日の大半を過ごす学校教育や保育の場で受ける影響は大きく、子どもたちが性別によって自分の可能性を狭めてしまったり、性差別的な認識を持ったりしないよう、男女共同参画の観点からの配慮が必要です。

市民意識調査では、「学校教育の場」について半数以上の人々が「男女の地位は同じだと思う(平等)」と認識しており、比較的平等感が高くなっています【図表2-8】。また、男女共同参画社会を実現するために行政が力を入れるべきこととして、「若い世代や子どもへの男女共同参画の意識啓発」が第2位にあげられており、若い世代や子どもへの啓発が重要視されていることがうかがえます【図表1-3-5】。様々な個性と可能性を持った子どもたちが、性別にとらわれず自らの将来を選択できるよう、学校教育や保育の場においても男女共同参画の視点に立った教育を行うことが求められます。

小・中学校の教職員や幼児保育・教育関係者に向け、男女共同参画に関する情報の積極的な提供と意識啓発に努めます。子どもたちが性別に関わらずそれぞれの個性と能力を伸ばせるよう、性別にとらわれない教育・進路指導を推進します。

(1) 教育・保育関係者の男女共同参画についての理解促進

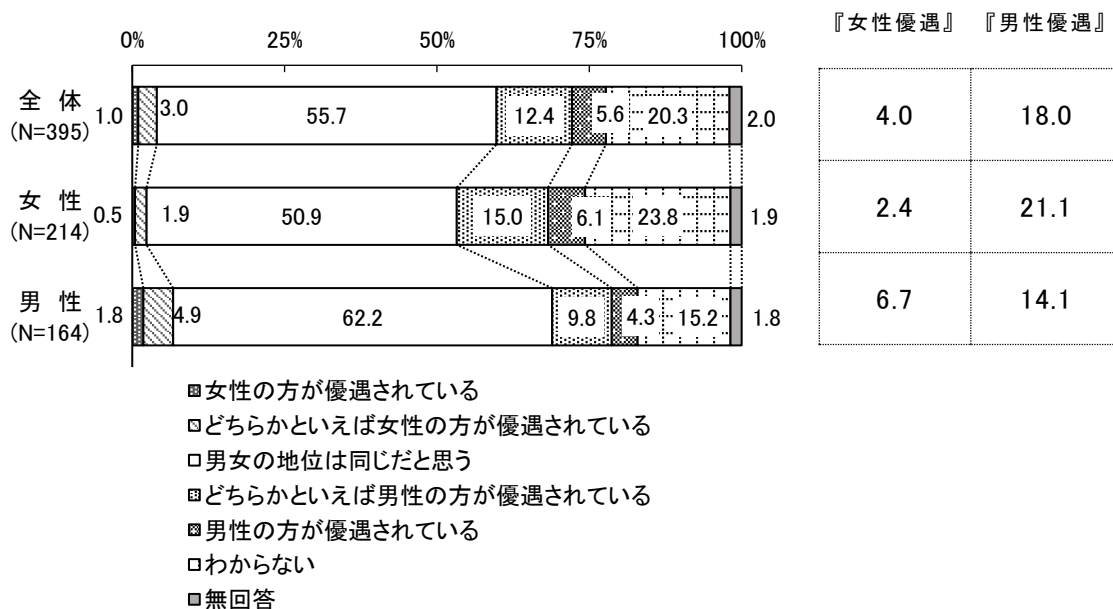
番号	事業名	事業概要	担当課
19	教育・保育関係者への意識啓発の推進	県、教育事務所等の関係機関と連携し、男女共同参画に関する情報提供や講座・イベントの案内を積極的に行い、小・中学校の教職員や幼児保育・教育関係者の意識啓発を推進します。	学校教育課 福祉課

(2) 性別にとらわれない学習・進路指導の推進

番号	事業名	事業概要	担当課
20	性別にとらわれない進路指導の充実	性別にとらわれず、個人の能力適性を重視して職業や進学先を選択できる職業観の形成及び進路指導の充実を図ります。	学校教育課
21	男女共同参画の視点に立った教育の推進	技術・家庭や総合学習の時間をはじめとして、教育活動全般において、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。	学校教育課

【参考データ】

図表2-8 学校教育の場での男女の地位の平等感[全体、性別]



資料：「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」令和3年12月



基本目標Ⅲ 男女がともに豊かな人生を送れる環境づくり

● 主な施策 1 働く場における男女共同参画と女性活躍の推進

【現状と課題】

働くことは、生活の基盤を構築するうえでも、生きがいや自己実現という観点からも、人々にとって重要な意味を持っています。女性の労働力率が上昇している近年では、各種法制度についても整備が進められています。2022年（令和4年）4月からは「女性活躍推進法」が改正されて、勤続年数の男女差や管理職に占める女性比率などの現状を把握するとともに課題の分析を行い、女性活躍推進のための行動計画を策定する義務が、中小企業まで拡大されました。

市民意識調査でも、女性が職業を持つことについて「ずっと職業を持っている方がよい」とする人が約5割に上り、前回調査から大きく増加しています。【図表2-9】。一方で、職場での男女の地位について「男女の地位は同じだと思ふ(平等)」と考える人は約2割にとどまっており【図表2-10】、働く場における男女共同参画が十分に進んでいないことがうかがえます。

働く場において、人々が性別に関わらず個性と能力を発揮できるよう、事業所等に対する意識啓発や情報提供を進めます。子育てや介護等の理由でいったん仕事を辞めた人も含めて、就労・再就労に向けた支援として、講座等の情報提供や就労に関する相談の充実に努めます。農林水産業・商工業等の自営業者に対しても、労働環境の整備等についての情報提供や働きかけを行います。

（1）企業等における男女の均等な機会と待遇の確保の促進

番号	事業名	事業概要	担当課
22	事業所等に対する意識啓発と情報の提供	職場における男女共同参画や男女の機会均等、ワーク・ライフ・バランス等について、事業所や経営者への啓発に努めます。	商工観光課 人権男女共同参画室
23	就労に関する法制度等の周知	事業所に対し、就労や男女共同参画に関わる法律や各種制度についての情報提供を積極的に行い、周知に努めます。	商工観光課 人権男女共同参画室

(2) 男女の就労・再就労支援の充実

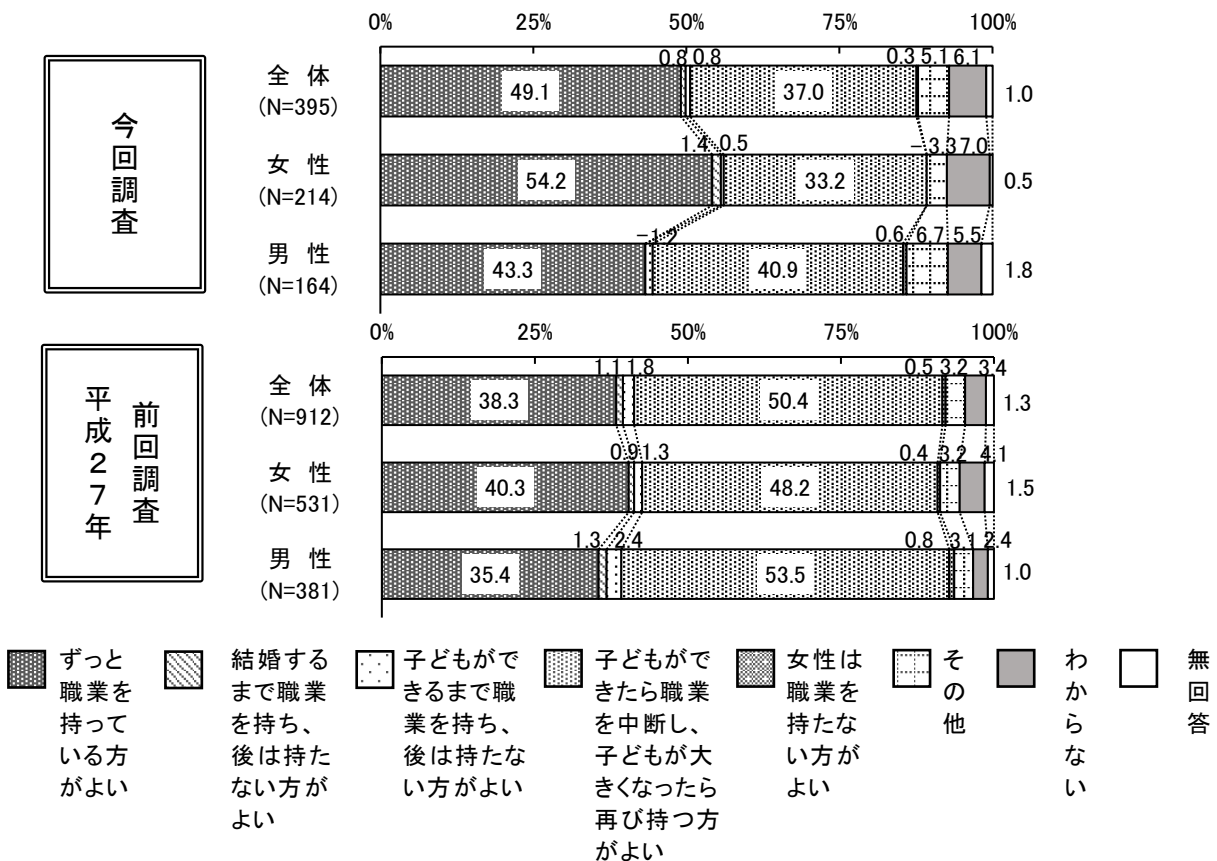
番号	事業名	事業概要	担当課
24	就労・再就労のための情報提供の充実	男女の就労・再就労を支援するため、技術・知識習得のためのセミナーや支援制度、イベント等の情報提供を行います。	人権男女共同参画室 商工観光課
25	就労(労働)相談の充実	県や国が主催する関連事業について情報提供を行うとともに職業安定所等と連携し、労働、求人、就労に関する相談事業を拡充します。	商工観光課

(3) 農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進

番号	事業名	事業概要	担当課
26	農林水産業・商工業等の自営業の労働環境整備の推進	女性農業者を対象とする研修会や補助事業制度の周知、自営業者等との学習会・意見交換会の実施など、農林水産業・商工業やサービス業従事者への労働環境整備等に関する啓発に努めます。	商工観光課 農林水産課

【参考データ】

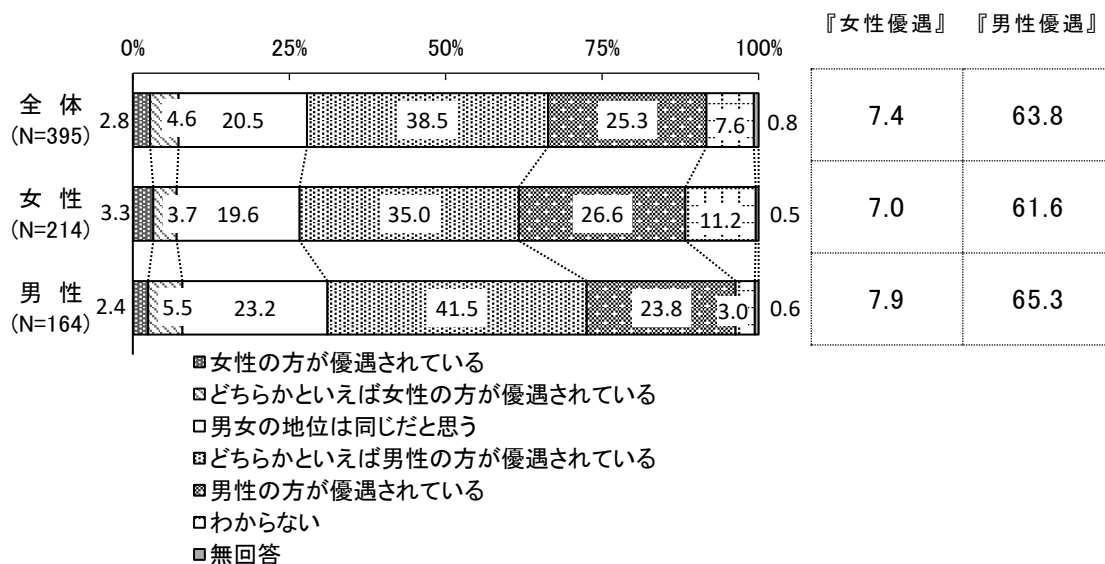
図表2-9 女性が職業を持つことについて[全体、性別](前回調査比較)



資料：「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」令和3年12月

【参考データ】

図表2-10 職場での男女の地位の平等感[全体、性別]



資料：「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」令和3年12月



● 主な施策 2 仕事と生活の調和を図るための社会環境の整備

【現状と課題】

男女共同参画社会づくりのためには、長時間労働を前提とする従来の働き方を見直し、性別に関わらず一人ひとりが望むバランスで、仕事だけではなく家庭生活や子育て、地域活動、趣味等の様々な活動に携わることができるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進することが必要です。そのためには、職場等での働き方改革の取組みを推進するとともに、子育てや介護をしている人が暮らしやすい環境づくりや、両立への支援が求められます。

市民意識調査では、ワーク・ライフ・バランスを実現するために、どのような条件整備が必要と思うかについて、「育児や介護のための休業制度や、休業中の手当・給付金の充実」「企業における柔軟な勤務制度の導入（例えば短時間勤務制度や在宅勤務など）」「男性が育児休業や看護・介護休暇を取得しやすい職場環境づくり」「育児や介護のための施設やサービスの充実」などが上位にあげられており、職場での取組みや両立のための制度の充実が重視されています【図表 2-11】。

市民一人ひとりやそれぞれの職場がワーク・ライフ・バランスの必要性を理解し、主体的に取り組めるよう、事業所等に対して啓発や情報提供を行います。子育て支援や介護サービス提供にあたっては、男女共同参画の視点を持って、性別に関わらず子育てや介護と他の活動との両立ができるよう、施策を推進していきます。公的施設や公園などでは子育てに配慮した整備を行い、子育て環境の充実を図ります。また、高齢者や障がい者家族の介護を担っている市民に対して自分自身のための時間を持って休養を図るレスパイト※の機会の提供に努めます。

（1）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

番号	事業名	事業概要	担当課
27	事業所等に対する意識啓発と情報の提供（再掲 22）	職場における男女共同参画や男女の機会均等、ワーク・ライフ・バランス等について、事業所や経営者への啓発に努めます。	商工観光課 人権男女共同参画室
28	就労に関する法制度等の周知（再掲 23）	事業所に対し、就労や男女共同参画に関わる法律や各種制度についての情報提供を積極的に行い、周知に努めます。	商工観光課 人権男女共同参画室

（2）子育て支援施策の充実

番号	事業名	事業概要	担当課
29	男女共同参画の視点に立った子育て支援	就労形態やライフスタイルに関わらず、子育てをする市民が子育てと仕事や他の活動との両立ができるよう、病児保育や一時預かり、学童保育などの各種保育サービスの拡充を図るとともに、市民が利用しやすい環境づくりに努めます。	福祉課 生涯学習課

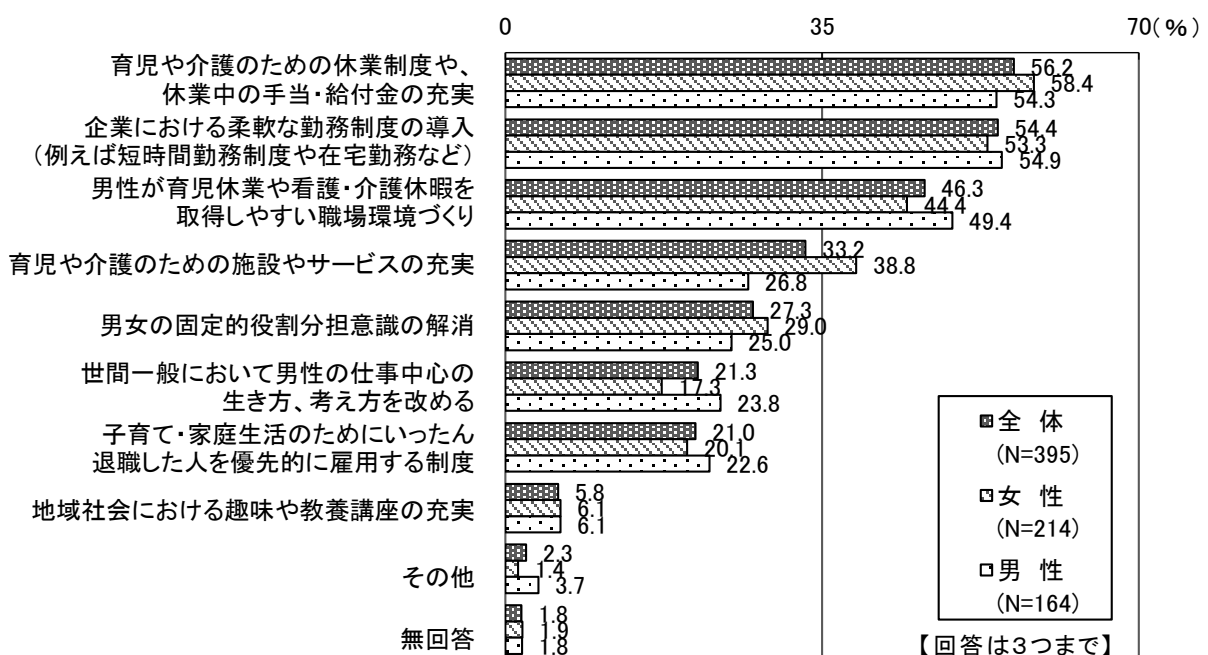
番号	事業名	事業概要	担当課
30	子育てにおける男女共同参画の推進	男女がともに子育てに参画できるよう、育児教育や個別の相談と支援を実施し、意識の向上と知識の普及に努めます。実施にあたっては、曜日や時間帯の設定、各種健診等の機会の活用など、参加しやすい工夫に努めます。	健康長寿推進課 人権男女共同参画室 生涯学習課
31	子育て環境の整備	子育てをする市民が安心して子育てできるよう、公的施設や公園などについて、子育てに配慮した整備を推進します。市が主催する講座や催事においては、子育て中の人でも参加しやすいよう、必要に応じて一時保育(託児)を実施します。	全庁

(3) 介護を社会で支える環境の整備

番号	事業名	事業概要	担当課
32	男女共同参画の視点に立った介護者への支援	高齢者・障がい者(児)を介護している家族への情報提供や相談体制を充実するとともに、看護や介護を行う家族の負担軽減を図る機会の提供に努めます。	健康長寿推進課 福祉課
33	男女共同参画の視点に立った仕事と介護の両立支援	高齢者・障がい者(児)へ必要な介護サービス・障害福祉サービスを提供して家族の介護をしている人の仕事との両立を支援します。	健康長寿推進課 福祉課

【参考データ】

図表2-11 ワーク・ライフ・バランスを実現するために必要なこと[全体、性別]



資料：「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」令和3年12月

● 主な施策 3 家庭生活における男女共同参画の推進

【現状と課題】

少子高齢化やライフスタイル、ライフコースの多様化が進行し、夫婦のみの世帯や単身世帯が増加している現代においては、炊事や掃除、洗濯、家計の管理など、生活するうえで必要なことについて、性別に関わらず知識や技術を身につける必要性が増えています。生活に必要な技術の習得にあたっては、子どもの頃から生活の中で経験を積むことも重要です。

市民意識調査では、炊事・掃除・洗濯などの家事は多くの場合妻に偏っています【図表 2-12】。一方で、「性別を問わず、炊事・掃除・洗濯など、生活に必要な技術を身につけさせる方がよい」と考える人は9割台の半ばに上っており【図表 2-13】、子どもの頃からの生活面での自立のための教育が求められています。

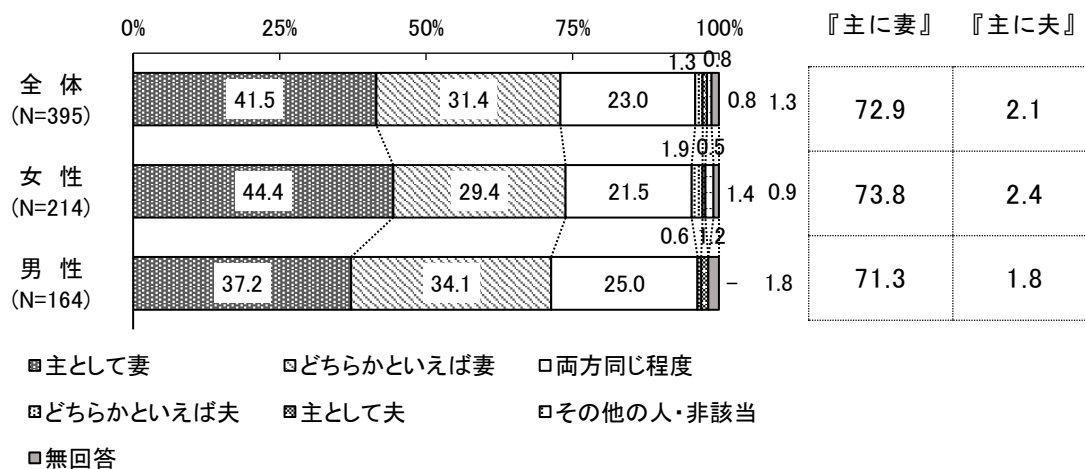
様々な年代の市民を対象に、生活に関する講座などの学習機会や情報の提供を行い、一人ひとりが生活していくうえで必要な知識や技術を身につけ、家庭内で自立した生活が営めるよう支援します。

(1) 男女の生活面での自立に向けた取組みの推進

番号	事業名	事業概要	担当課
34	生活面での自立のための講座等の実施	児童・生徒を含めた市民を対象とした、生活面の自立のための講座や情報提供を行うなど、一人ひとりが生活に必要な技術や知識を身につけることができるよう支援します。	健康長寿推進課 生涯学習課 学校教育課 商工観光課 人権男女共同参画室

【参考データ】

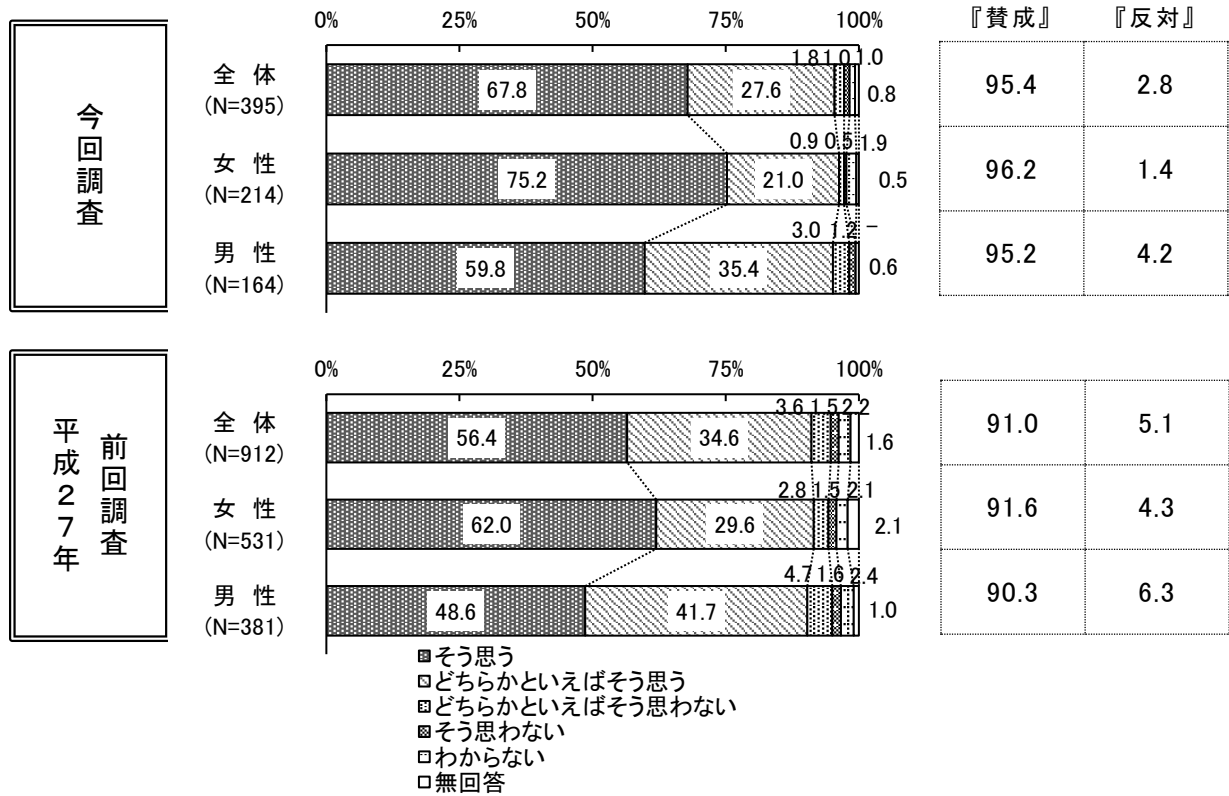
図表 2-12 炊事・掃除・洗濯などの家事[全体、性別]



資料：「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」令和3年12月

【参考データ】

図表2-13 性別を問わず、生活に必要な技術を身につけさせる方がよい[全体、性別]
(前回調査比較)



資料：「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」令和3年12月



●主な施策 1 あらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

配偶者や恋人などパートナーからのDV、職場や学校でのセクシュアル・ハラスメント※（以下、「セクハラ」という）、性暴力などは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。DVやハラスメントなどの暴力を社会的課題として解決するためには、被害者が安心して相談できる体制を整え、迅速かつ適切な支援につなげる必要があります。同時に、暴力を未然に防ぐための取組みも重要です。

市民意識調査によると、過去3年ぐらいの間に配偶者などパートナー関係にある（あった）人から何らかの暴力を受けた経験がある人は男女ともにみられますが、いずれの暴力についても女性で経験率が高くなっています。【図表2-14-①・②】。しかし、DVを受けても誰にも相談をしなかったという人が多く、また相談した場合も友人か家族などの身近な人がほとんどとなっています【図表2-15】。

DVおよびデートDV、セクハラを始めとするあらゆるハラスメント、性暴力の防止について、市民や事業者を対象に啓発を行います。DVについては相談体制を充実するとともに、庁内及び関係各機関との連携を強化し、迅速かつ適切な対応ができるよう引き続き体制の充実を図ります。ハラスメントについては、労働相談や弁護士相談など、適切な専門相談窓口についての情報提供を行います。

（1）DV、ハラスメント、性暴力等の防止対策の推進

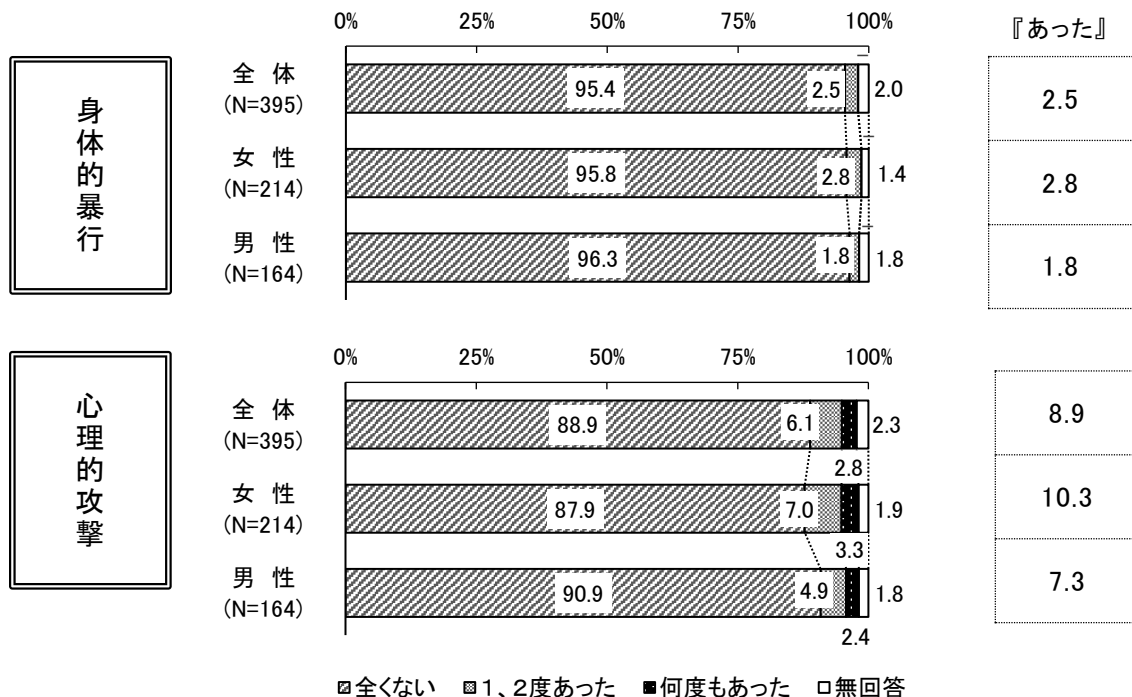
番号	事業名	事業概要	担当課
35	DV・デートDV・性暴力等に関する啓発及び情報提供の推進	市報や市ホームページ、チラシ等の活用や、講座、研修会等を実施し、市民にDV・デートDV・性暴力等の実態及び関連する法制度についての周知を図り、被害者への適切な支援につながるよう情報提供を行います。	人権男女共同参画室 総務課 福祉課
36	ハラスメント防止のための事業者・学校関係者への啓発の推進	雇用の場や学校でのあらゆるハラスメント防止に向けて、事業主及び労働者、学校関係者に対して積極的な啓発、情報提供を行います。	商工観光課 学校教育課 人権男女共同参画室

(2) DV、ハラスメント、性暴力等に関する相談支援体制の拡充

番号	事業名	事業概要	担当課
37	DV・デートDV・性暴力等に関する相談体制の充実	DV・デートDV・性暴力等に関する市民からの相談に適切に対応するための体制を充実します。	人権男女共同参画室 健康長寿推進課 市民課 福祉課
38	DV等暴力防止のためのネットワークの充実	関係機関・関係団体との連携を強化し、DV防止と被害者支援の体制の充実を図ります。庁内においても、関係会議等を通して情報共有を徹底し、被害者等への適切な対応と支援を行います。	人権男女共同参画室 全庁
39	DV等の被害者支援の充実	DV等被害者への迅速かつ適切な対応、二次加害を起こさない対応を行うため、DV等相談支援対応マニュアルを活用して、職員の認識と情報の共有を図ります。	全庁
40	ハラスメントに関する相談の充実	あらゆるハラスメントに関する市民からの相談について、労働相談や弁護士相談など、適切な専門相談機関について情報を提供します。	人権男女共同参画室

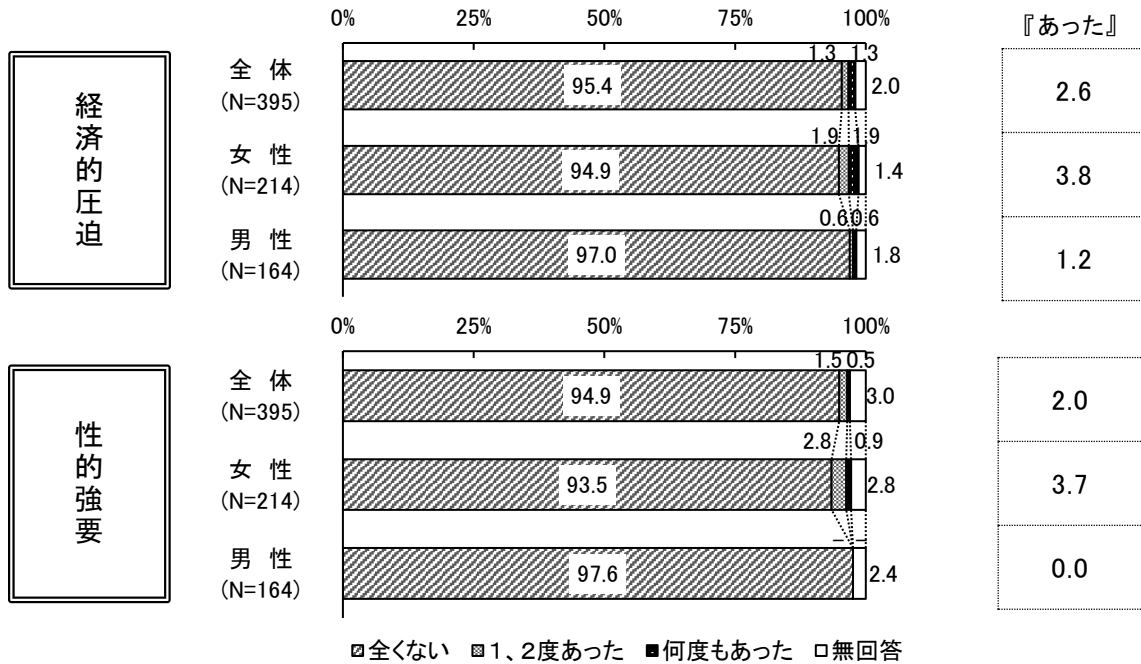
【参考データ】

図表2-14-① 過去3年ぐらいの間に配偶者、パートナーや恋人からの暴力の経験[全体、性別]



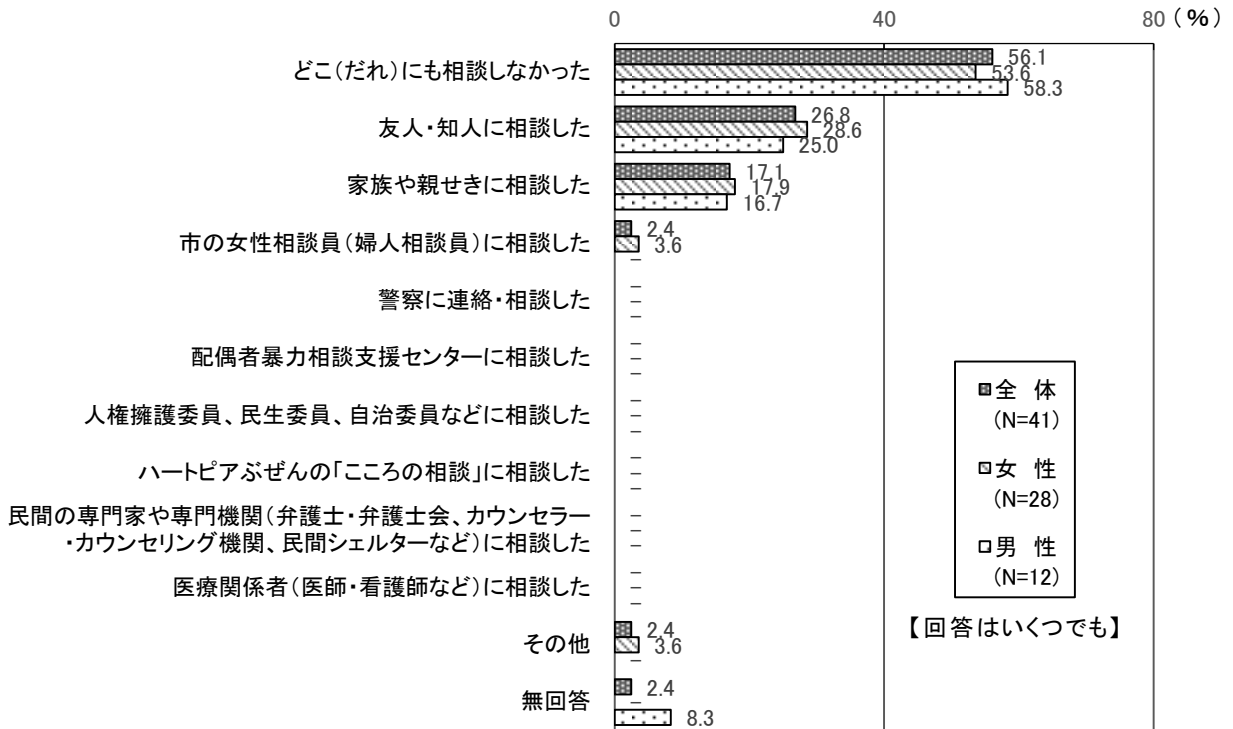
資料：「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」令和3年12月

図表2-14-② 過去3年ぐらいの間に配偶者、パートナーや恋人からの暴力の経験[全体、性別]



資料：「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」令和3年12月

図表2-15 相談の有無[全体、性別]



資料：「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」令和3年12月

● 主な施策2 生涯にわたる健康づくりの推進

【現状と課題】

すべての人がその人権を尊重され、生涯にわたり安全で健康な生活を営むことは、男女共同参画社会の実現に不可欠です。一方で、女性は月経、妊娠・出産等の身体的機能を備えており、思春期から青年期、中高年齢期の生涯にわたり、男性とは異なる健康上の課題に直面する場合があります。性別やライフステージに応じた健康支援が必要です。また、一人ひとりが性や生殖、健康について主体的に考え行動するためには、基本的人権の一つであるリプロダクティブ・ヘルス&ライツ（性と生殖に関する健康・権利）についての市民の理解を深めるとともに、性について正確な知識や情報を入手することができる機会や環境をととのえることが重要です。

各年代やライフステージに応じた健康課題に配慮し、各種健診や相談の充実を図り、市民一人ひとりの健康づくりを支援します。若い世代を含め、市民が正しい知識と認識のもとに自身の性と生殖について決定し、また、互いに尊重できるよう、性や妊娠・出産、性感染症等に関する知識や、性や生殖についての自己決定の重要性など、リプロダクティブ・ヘルス&ライツに関する情報提供、啓発を積極的に行います。

（1）ライフステージに応じた健康づくり支援

番号	事業名	事業概要	担当課
41	妊娠・出産期における健康支援	妊娠・出産期における健康保持のため、相談や保健指導、他の相談窓口等の案内などを行い、母子の健康づくりを支援します。	健康長寿推進課
42	ライフステージに応じた男女の健康づくり支援	性別による健康課題や状況の違いにも配慮しながら、健康やメンタルに関する相談体制の充実や各種健診の受診率の向上を図り、男女の健康づくりを支援します。	健康長寿推進課 福祉課

（2）リプロダクティブ・ヘルス&ライツ（性と生殖に関する健康・権利）についての理解の促進

番号	事業名	事業概要	担当課
43	リプロダクティブ・ヘルス&ライツに関する啓発の推進	関係機関と連携してリプロダクティブ・ヘルス&ライツに関する情報提供や学習機会を提供し、市民の理解促進を図ります。	健康長寿推進課 学校教育課 人権男女共同参画室
44	学校におけるリプロダクティブ・ヘルス&ライツに関する教育と相談体制の充実	性に関する知識と理解を深めるために児童・生徒の発達段階に応じた性教育を行います。また、養護教諭、スクールカウンセラー等の連携により相談体制の充実を図ります。	学校教育課

● 主な施策 3 社会的マイノリティ※の人々への支援

【現状と課題】

豊前市の人口は減少傾向にあり、高齢化率も2020年（令和2年）時点で37.6%と高齢化が急速に進行しています。また、豊前市では2020年（令和2年）時点で344人の外国籍の方が生活しています。男女共同参画社会は一人ひとりの個性や能力を尊重する社会であり、様々な属性や文化的背景を持った人々が、地域とのつながりを持ちながら様々な社会的活動に関われるような環境を整えることは、男女共同参画社会の実現だけではなく、地域の活性化にもつながります。しかし、高齢者や障がい者、外国人、ひとり親家庭等の社会的に困難な立場になりやすい人は、女性であることでより複合的な困難に直面することも多く、男女共同参画の視点からの支援が必要です。また、近年、LGBTQ等の性的少数者の人々についての理解や支援が広がりつつある一方で、社会の無理解や偏見も根強く残っており、性的指向や性自認によって不利益を受けるという事実も存在しています。

高齢期の男女や障がいを持つ男女が、地域との交流や社会参加の機会を持つことができるよう、支援の充実を図ります。豊前市で生活する外国人に対しては、多言語での情報提供を充実するなど、日常生活における言語的・文化的な障害を軽減するよう努めます。また、ひとり親家庭やヤングケアラー※など生活上の困難を抱える市民に対しては、経済的支援に関する情報提供の充実を図るなど、負担の軽減のための施策を推進します。

性的少数者※や多様な性のあり方について、市民や職員の理解を促進するとともに、県の「パートナーシップ宣誓制度」の取組みについての周知や教育現場における配慮等、必要な支援に努めます。

（1）高齢者・障がい者に対する支援

番号	事業名	事業概要	担当課
45	高齢者・障がい者への支援の充実	高齢期や障がいを持つ市民に対し在宅福祉サービスの提供により、住み慣れた地域で生活できるように支援します。支援に際しては、性別によるニーズの違いにも配慮しながら行います。	健康長寿推進課 福祉課
46	高齢者・障がい者の社会参加の促進	高齢期や障がいを持つ市民の社会参画に向けてシルバー人材センターへの支援や就労相談、社会参加促進事業などの支援事業を行います。	健康長寿推進課 福祉課

(2) 在住外国人に対する支援

番号	事業名	事業概要	担当課
47	在住外国人への情報提供の充実	日本語が困難な外国人住民へ通訳サービスや音声翻訳機により窓口での支援体制を充実します。また、多言語によるパンフレットの活用等情報提供に努めます。日本語教室や交流イベント等の開催による地域住民との共生社会づくりに努めます。	国際共生推進室 全庁

(3) ひとり親家庭等への支援

番号	事業名	事業概要	担当課
48	ひとり親家庭等への支援の充実と周知	児童扶養手当制度や母子寡婦福祉貸付制度等の周知を徹底し、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減に努めます。また、家事援助制度や公営住宅への入居等、ひとり親家庭等への支援の充実に努めます。	福祉課 都市住宅課 市民課
49	ひとり親家庭等に対する相談体制の充実	ひとり親家庭等の生活安定と自立のために、子ども家庭支援員や女性相談等相談体制を充実するとともに相談窓口の周知を図ります。	福祉課 人権男女共同参画室
50	生活に困難を抱える人への支援	経済的困難など生活に不安を抱える市民に対し、関係機関と連携し、各種制度の情報提供や相談等、必要な支援を行います。また、ヤングケアラーの実態把握に努めるとともに、関係機関と連携を図り必要な支援を実施します。	福祉課 学校教育課 人権男女共同参画室

(4) 性的少数者への支援

番号	事業名	事業概要	担当課
51	性的少数者への支援と理解の促進	多様な性のあり方について、講演会やセミナー、広報紙等により市民の理解を促進します。また、県のパートナーシップ宣誓制度等の周知とともに、市職員の多様性への理解を深めて施策の推進にあたります。	人権男女共同参画室

基本目標V

市民とともに進める推進体制の充実

●主な施策1 推進体制の充実

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる政策分野に男女共同参画の視点を反映させ、職員一人ひとりが男女共同参画の意識を持って、全庁的に施策の推進にあたる事が重要です。豊前市では男女共同参画推進会議を開催し、庁内での意識と情報の共有を図るとともに、男女共同参画審議会をはじめとして市民と協働しながら施策の推進にあたっています。

今後も、男女共同参画推進会議及び男女共同参画審議会を定期的で開催し、庁内関係各課の理解と連携を深めながら、計画的かつ総合的に本計画を推進していきます。「ハートピアぶぜん」における情報提供や啓発などの機能を充実させるとともに、男女共同参画の推進活動に関わる市民を増やし、行政と市民が協働で男女共同参画に取り組むためのネットワークづくりに努めます。また、豊前市役所が模範的職場となるよう、職員一人ひとりの意識の向上を図るとともに、セクハラを始めとするあらゆるハラスメントの防止に努め、庁内における男女共同参画のさらなる推進を図ります。

(1) 市民と協働の推進体制の充実

番号	事業名	事業概要	担当課
52	男女共同参画推進会議の運営	男女共同参画推進会議により男女共同参画に関わる事業の進捗状況の管理及び関係各課との連携を進めます。	人権男女共同参画室 全庁
53	男女共同参画審議会の運営	市民を含めた男女共同参画審議会により、計画の施策について推進状況を評価・検討し、提言と答申を行います。	人権男女共同参画室
54	男女共同参画に関する実態やニーズの把握	市民意識調査を実施し、男女共同参画に関する市民の意識と実態を把握して、施策の検証・推進を実施していきます。また、企業に対しても女性の雇用状況や管理職登用状況について調査を実施します。	人権男女共同参画室 商工観光課
55	男女共同参画推進拠点の充実	ハートピアぶぜんにおいて男女共同参画に関する情報提供・啓発・相談業務などの機能の充実を図り、市民への啓発と活動の支援に努めます。	人権男女共同参画室 生涯学習課

(2) 庁内における男女共同参画の推進

番号	事業名	事業概要	担当課
56	市職員に対する研修の実施	市職員に向けての男女共同参画に関する研修、講座等を定期的で開催し、市職員の意識の向上を図ります。	総務課 人権男女共同参画室
57	ハラスメントについての職員への啓発	市職員に対してセクハラを始めとするあらゆるハラスメントに関する研修会や啓発、情報提供を行い、職員の理解を深め、ハラスメントの防止に努めます。	総務課 人権男女共同参画室
58	ハラスメントに関する庁内相談体制	関係機関と連携しあらゆるハラスメントに関する庁内の相談体制を充実するとともに、職員への周知を行います。	総務課



● 主な施策 2 特定事業主行動計画の着実な推進

【現状と課題】

豊前市では、2021年（令和3年）3月に改訂した豊前市特定事業主行動計画において、女性管理職の比率を30%とすることを目標としています。2022年（令和4年）度の管理的地位の女性職員比率は12.5%で【図表2-3】、まだ達成できていません。一時的に目標に近づいても数値を維持するのが難しいといえる状況です。

多様性に富んだ活力ある社会を構築するためには、施策を推進する行政において、多様な人材の能力の活用や多様な視点の導入等を進めることが必要であり、また、民間の事業所の模範となるためにも、職場における男女の機会均等や女性管理職の育成に努めなければなりません。

市においては、これまでどおり採用・配置等における男女の機会均等、男女職員の職域の拡大を推進します。また、職員が性別に関わらず仕事と生活を調和させることができるよう、働き方の見直しや仕事や子育て等との両立ができる環境の整備に努めます。人事評価制度を活用し、管理職登用における男女間格差の解消に努めます。

（1）市職員における男女の機会均等と職域の拡大

番号	事業名	事業概要	担当課
59	市職員の採用・配置における機会均等	会計年度任用職員を含め市の職員採用・配置における男女の機会均等を推進します。	総務課
60	男女の職域拡大と機会均等な職務分担の推進	性別により職務や役割を固定することなく、男女の職域の拡大を図ります。	総務課 全庁

（2）市職員のワーク・ライフ・バランスの推進

番号	事業名	事業概要	担当課
61	市職員のワーク・ライフ・バランスの推進	女性の活躍や次世代育成に向けて職場の働き方改革により、仕事と子育て・介護が両立できる環境の整備を図ります。また、男性が育児休業を取得しやすいよう「子育て応援ハンドブック」を活用し取得促進に努めます。	総務課 全庁

（3）女性職員の管理職登用の促進

番号	事業名	事業概要	担当課
62	女性職員の管理職登用を図るための取組みの推進	市職員の管理職登用における男女間格差の解消に向け、職員の意識の高揚を図るとともに、人事評価制度を活用した取組みを進めます。	総務課

第3章

付属資料

- 1 豊前市男女共同参画推進条例
- 2 豊前市男女共同参画審議会委員名簿
- 3 第2次豊前市男女共同参画行動計画後期計画策定の経過
- 4 諮問書
- 5 答申書
- 6 国際婦人年以降の国内外の主な動き
- 7 関連する法律
 - (1) 男女共同参画社会基本法
 - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
 - (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 8 用語の解説
(本文中の「※」を付けた言葉について、用語解説をしています。)

1 豊前市男女共同参画推進条例

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女共同参画の実現に向けた国際社
会の動きと連動して様々な取組が進められてきました。
男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国の最重要
課題と位置付け、総合的かつ計画的に推進するために平
成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され
ました。

豊前市においても、平成16年3月に「男女がともに
輝くまち ぶぜん」を基本理念に掲げ、豊前市男女共同
参画行動計画を策定して様々な取組を進めてきました。
しかしながら、今もなお、社会のあらゆる分野において
性別による固定的役割分担や社会慣行は依然として根
強く残っており、仕事と家庭の両立、女性に対する暴力
の防止など男女共同参画社会の実現のために解決すべ
き多くの課題が残されています。また、少子高齢化の進
行や社会経済情勢の変化に対応し、豊かで活力があり安
心して暮らすことができる社会を実現するために、男女
が互いにその人権を尊重し、責任も分かち合い、性別に
かかわりなく自らの個性と能力を十分に発揮できる男
女共同参画社会の実現が重要となっています。

このような状況を踏まえ、豊前市は、男女共同参画の
推進を主要な政策として位置付け、市、市民及び事業者
等が一体となって「男女がともに輝くまち ぶぜん」を
実現するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市の男女共同参画の推進に関し、
基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明ら
かにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策
の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画
社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目
的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意
義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員とし
て、自らの意思によって社会のあらゆる分野にお
ける活動に参画する機会が確保され、もって男女

が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益
を受けることができ、かつ、共に責任を担うこと
をいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女
間の格差を改善するため必要な範囲内において、
男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に
提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及
び市内を活動の拠点とする個人をいう。
- (4) 事業者等 市内において、事業又は活動を行う法
人（個人事業主を含む。）及び団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した
性的な言動により相手方の尊厳を傷つけ、不利益
を与え、又はその生活環境を害することをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（元配偶
者を含む。）、恋人等親密な関係にある者に対して
ふるわれる身体的、精神的、性的、経済的又は言
語的な暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念と
して積極的に推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別によ
る差別的取扱いを受けることなく、個人としての
能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又
は慣行を見直し、社会における活動の自由な選択
に対して影響を及ぼすことのないよう配慮され
ること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市における政
策又は民間団体における方針の立案及び決定に
共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援
の下に、子の養育、家族の介護、その他の家庭生
活における活動について、家族の一員としての役
割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動と
両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女が対等な関係の下、生涯にわたり安全な環境
の下で健康な生活を営み、互いの身体的特徴及び
性に関する理解を深めるとともに、性と生殖に関
して自ら決定し、個人の意思が尊重されること。
- (6) 家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場から

暴力や虐待、他の者を不快にさせる性的な言動が根絶されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「推進施策」という。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、推進施策を実施するために必要な財政上の措置を講じなければならない。

3 市は、国、県その他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者等と協力して推進施策を実施しなければならない。

4 市は、市民及び事業者等の模範となるよう、自ら率先して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画について理解を深め、地域、家庭、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、事業又は活動において、男女が共同して参画する機会を確保するため、必要に応じ、積極的改善措置を実施するよう努めるとともに、家庭生活と両立することができるよう環境の整備に努めなければならない。

2 事業者等は、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(人権侵害行為の禁止)

第7条 すべての人は、地域、家庭、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、その他男女間において相手方に身体的又は精神的苦痛を与える人権を侵害する行為を行ってはならない。

(情報の公表に際しての配慮)

第8条 すべての人は、公表する情報において、性別による固定的な役割分担を助長する表現、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンス

等人権侵害に結びつく表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 基本的施策

(男女共同参画に係る基本的な計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画行動計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、豊前市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、広く市民の意見を反映させるための措置を講じなければならない。

4 市長は、男女共同参画行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

5 市長は、社会の情勢の変化等に対応するため、必要に応じて男女共同参画行動計画の見直しを図らなければならない。

6 市長は、毎年、男女共同参画行動計画の実施状況について、報告書を作成し、公表しなければならない。(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(市民の理解を深めるための措置)

第11条 市は、市民が男女共同参画についての関心と理解を深めることができるように、必要な教育及び学習の機会を提供するものとする。

2 市は、広報広聴活動等を通じて、基本理念に関する市民及び事業者等の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市は、基本理念に関する市民の理解を深めるため、幼児教育(保育園及び幼稚園)、学校教育(小学校及び中学校)、社会教育、その他の教育活動にかかわる者に対して適切な支援を行うものとする。

(市における男女共同参画推進の取組)

第12条 市は、政策の立案及び決定の過程における男女共同参画の推進のために、次に掲げる事項に積極的に取り組むものとする。

- (1) 市長その他の執行機関の附属機関として設置する審議会等に委員を任命、委嘱又は選任するときは、男女の委員の数について、一方の性に偏らないように努めること。
- (2) 男女の別なく、職員の能力及び意欲に応じた登用を図るため、女性職員に係る職域の拡大、能力向上の機会の確保に努めること。
- (3) 職員が育児休業、介護休暇等家庭生活を支援する制度を性別にかかわらず活用できる職場環境の整備に努めること。

(家庭生活とその他の活動との両立支援)

第13条 市は、性別にかかわらずすべての人が、共に家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動と職場、学校及び地域等における活動とを両立して行うことができるよう、適切な支援に努めなければならない。

(農林水産業等における男女共同参画社会の形成の促進)

第14条 市は、農林水産業、商工業等の自営業において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、その経営又はこれらに関する活動若しくは地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援及び必要な環境整備を行うよう努めなければならない。

(調査研究)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため必要な事項の調査研究を行うよう努めるものとする。

(推進体制の整備等)

第16条 市は、男女共同参画の推進に向けて、推進施策を総合的に策定し、実施し、評価するために必要な体制の整備に努めるものとする。

2 市は、市民及び民間の団体による男女共同参画社会の形成に関する取り組みの拠点となる施設を設置するものとする。

(苦情及び相談への対応)

第17条 市が実施する施策で、男女共同参画の形成に

影響を及ぼすと認められる施策について苦情の申出があった場合は、関係機関と連携して適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 性別による差別的取扱い、その他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が阻害された場合の市民からの相談に関し、市は、速やかに関係機関と連携し適切な措置を講じなければならない。
- 3 市は、前2項に規定する苦情の申出及び相談に関する問題解決を図るため、相談窓口を置かなければならない。

第3章 豊前市男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会の設置)

第18条 本市における男女共同参画の推進を図るため、豊前市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関して調査及び審議を行う。

- (1) 男女共同参画行動計画に関すること。
- (2) 男女共同参画行動計画の実施状況に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関すること。

3 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、10人以内の委員をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 市民

5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

7 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

2 豊前市男女共同参画審議会委員名簿

豊前市男女共同参画審議会委員名簿

任期 2022年（令和4年）4月1日～2024年（令和6年）3月31日

	氏名	所属等
会長	古見 悦子	人権擁護委員
副会長	岸本 克己	ハートピアぶぜん館長
委員	郡司掛 八千代	豊前市市議会議員
委員	宮崎 洋一	豊前市社会福祉協議会
委員	植村 明子	ハローワーク豊前 (行橋公共職業安定所 豊前出張所長)
委員	森下 幸生	元学校教育関係者
委員	福田 磯美	会計年度任用職員
委員	宮崎 和子	市民代表
委員	渡邊 美智子	市民代表
委員	野口 稔弘	市民代表

(敬称略)

3 第2次豊前市男女共同参画行動計画後期計画策定の経過

2022年 (令和4年)	8月24日	第1回 審議会 ・諮問 ・令和4年度事業計画について ・第2次豊前市男女共同参画行動計画後期計画策定について (骨子案、体系案、策定スケジュール)
	8月26日	第1回 幹事会
	8月30日	第1回 推進会議
	9月29日	第2次豊前市男女共同参画行動計画の進捗状況等について 各所属へのヒアリング実施
	9月30日	
	11月1日	第2回 審議会 ・第2次豊前市男女共同参画行動計画後期計画について (第1章の検討)
	12月1日	第3回 審議会 ・第2次豊前市男女共同参画行動計画後期計画について (第1章の確認、第2章の検討)
	12月19日	第2回 幹事会
	12月21日	第2回 推進会議
2023年 (令和5年)	1月10日	第4回 審議会 ・第2次豊前市男女共同参画行動計画後期計画について (第1章、第2章の確認、重点項目検討) ・重点的項目(案)について
	1月17日～ 2月15日	パブリックコメント実施
	2月24日	第5回 審議会 ・パブリックコメントの結果について ・第2次豊前市男女共同参画行動計画後期計画について (全編の確認) ・答申について
	3月1日	答申

4 諮問書

4 豊総人男女第 3 2 - 1 号

令和 4 年 8 月 2 4 日

豊前市男女共同参画審議会会長 様

豊前市長 後藤 元秀

第 2 次豊前市男女共同参画後期行動計画について（諮問）

豊前市男女共同参画推進条例（平成 2 2 年 3 月 2 5 日条例第 1 4 号）第 9 条第 3 項の規定に基づき、第 2 次豊前市男女共同参画後期行動計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

5 答申書

令和5年3月1日

豊前市長 後藤 元秀 様

豊前市男女共同参画審議会
会長 古見 悦子

第2次豊前市男女共同参画行動計画後期計画について（答申）

令和4年8月24日付け4豊総人男女第32-1号で諮問があった、第2次豊前市男女共同参画行動計画後期計画について、豊前市男女共同参画推進条例（平成22年3月25日条例第14号）第18条第3項の規定に基づき、下記のとおり答申します。

記

第2次豊前市男女共同参画行動計画後期計画（案）について、諮問に基づき本審議会において検討を重ねてきました。その結果、基本目標や各目標における施策内容・事業といった基本計画について、豊前市の実情に基づく妥当な計画であると認めます。

基本理念である「男女がともに輝くまち ぶぜん」の実現に向けて、市職員の一人ひとりが男女共同参画の視点をもち、事業の実施にあたっては広く市民の理解と協力を得られるよう努め、本計画に基づき効率的かつ効果的に施策推進を図るよう求めます。

6 国際婦人年以降の国内外の主な動き

年	世界	国・福岡県	豊前市	
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年 ・「国際婦人年世界会議」開催(メキシコシティ)「世界行動計画」採択 ・「国連婦人の10年」決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 ・「婦人問題企画推進会議」設置 ・「婦人問題担当室」設置 		
1976年 (昭和51年)	国連婦人の10年			
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」策定 ・「国内行動計画前期重点目標」発表 		
1978年 (昭和53年)		<ul style="list-style-type: none"> ・県「婦人関係行政推進会議」設置 ・県「福岡県婦人問題懇話会」設置 		
1979年 (昭和54年)		<ul style="list-style-type: none"> ・第34回国連総会「女子差別撤廃条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・県「婦人対策室」設置 	
1980年 (昭和55年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン)「女子差別撤廃条約」署名式 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」署名 ・県「福岡県行動計画」策定 	
1981年 (昭和56年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」発効 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画後期重点目標」発表 	
1982年 (昭和57年)			<ul style="list-style-type: none"> ・県「福岡県行動計画」改訂 	
1983年 (昭和58年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年」1985年世界会議準備委員会 		
1984年 (昭和59年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」公布 	
1985年 (昭和60年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年」最終年世界会議開催(ナイロビ)「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准・発効 	
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」施行 ・県「婦人対策室」から「婦人対策課」へ ・県第2次「福岡県行動計画」策定 		
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「新国内行動計画」策定 		
1988年 (昭和63年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「改正労働基準法」施行 		
1989年 (平成元年)		<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修等) 		
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 			
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「新国内行動計画」(第1次改定)策定 ・「育児休業法」公布 ・県「婦人関係行政推進会議」から「女性行政推進会議」へ、「婦人問題懇話会」から「女性政策懇話会」へ、「婦人対策課」から「女性政策課」へ名称変更 		
1992年 (平成4年)				
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連総会にて「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 			
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国際人口・開発会議」開催(カイロ) ・国連総会にて「人権教育のための国連10年」決議(1995年～2004年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・総理府政令一部改正により総理府に「男女共同参画室」、「男女共同参画審議会」、「男女共同参画推進本部」設置 		

年	世界	国・福岡県	豊前市
1995年 (平成7年)	・第4回世界女性会議(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」改正 (介護休業制度の法制化)	
1996年 (平成8年)		・「男女共同参画ビジョン」答申・「男女共同参画2000年プラン」策定 ・県第3次「福岡県行動計画」策定 ・県「福岡県女性総合センター」 (あすばる)開館	
1997年 (平成9年)		・「男女雇用機会均等法」改正	
1998年 (平成10年)			
1999年 (平成11年)		・「男女共同参画社会基本法」 公布・施行	
2000年 (平成12年)	・国連特別総会 「女性2000年会議」(ニューヨーク)	・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布 ・「男女共同参画基本計画」策定	
2001年 (平成13年)		・内閣府に「男女共同参画会議」、「男女共同参画局」設置 ・「配偶者暴力防止法」公布・一部施行 ・県「女性政策課」から「男女共同参画推進課」へ、「女性行政推進会議」から「男女共同参画行政推進会議」へ名称変更 ・県「福岡県男女共同参画推進条例」公布施行	・「豊前市男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」実施
2002年 (平成14年)		・県「福岡県男女共同参画計画」策定	・「豊前市男女共同参画推進懇話会」設置
2003年 (平成15年)		・「次世代育成支援対策推進法」 公布・一部施行	・「豊前市男女共同参画審議会」設置
2004年 (平成16年)		・「配偶者暴力防止法」第1次改正 (定義の拡大、保護命令の拡充など) ・「育児・介護休業法」改正(休業制度の拡充)	・「豊前市男女共同参画行動計画」策定
2005年 (平成17年)	・第49回国連婦人の地位委員会 「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)	・「次世代育成支援対策推進法」全面 施行 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」閣 議決定	
2006年 (平成18年)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・県「第2次福岡県男女共同参画計画」 策定 ・県「福岡県配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する基本計画」 策定	
2007年 (平成19年)		・「配偶者暴力防止法」第2次改正 (保護命令のさらなる拡充など) ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・ バランス)」憲章と行動指針策定	
2008年 (平成20年)		・「改正配偶者暴力防止法」施行	
2009年 (平成21年)	・女子差別撤廃委員会の最終見解 公表	・「育児・介護休業法」改正(短時間勤 務制度導入の義務付など)	・「豊前市男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」実施
2010年 (平成22年)	・第54回国連婦人の地位委員会 「北京+15」記念会合(ニューヨーク) ・「ジェンダー平等と女性のエンパ ワメントのための国連機関」 (UN Women)設立	・「男女共同参画基本計画(第3次)」 閣議決定	・「豊前市男女共同参画推 進条例」施行
2011年 (平成23年)	・UN Women 発足	・県「第2次福岡県配偶者からの暴力 の防止及び被害者の保護に関する 基本計画」策定 ・県「第3次福岡県男女共同参画計画」 策定	・「豊前市男女共同参画後 期行動計画」策定 ・男女共同参画拠点施設 「ハートピアぶぜん」設置
2012年 (平成24年)	・第56回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダー平等 と女性のエンパワメント」決議案採 択	・「女性の活躍促進による経済活性化行 動計画」策定	

年	世界	国・福岡県	豊前市
2013年 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者暴力防止法」第3次改正（適用対象範囲の拡大） ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正（婦人相談所等による支援を明記） ・「日本再興戦略」の中核に「『女性が輝く社会』の実現」が位置づけられる 	
2014年 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議 	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本再興戦略」改訂に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる 	
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」交付・一部施行 ・「男女共同参画基本計画（第4次）」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「豊前市男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」実施
2016年 (平成28年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正（職務関係者による配慮等） ・県「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定 ・県「第4次福岡県男女共同参画計画」策定 	
2017 (平成29年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第61回国連婦人の地位委員会の開催 		<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次豊前市男女共同参画行動計画」策定
2018 (平成30年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 	
2019 (令和元年)		<ul style="list-style-type: none"> ・県「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民などを守るための条例」公布・一部施行 ・「働き方改革関連法」一部施行 ・「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」、「労働施策総合推進法」改正（ハラスメント対策の強化） ・「女性活躍推進法」改正 ・「配偶者暴力防止法」改正（児童虐待対応との連携強化） 	
2020 (令和2年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第64回国連女性の地位委員会「北京+25」記念会合（ニューヨーク） ・持続可能な開発目標SDGs達成のための「行動の10年/Decade of Action」スタート 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画（第5次）」閣議決定 	
2021 (令和3年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正（規制対象行為の拡大等） ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」一部改正・施行 ・「育児・介護休業法」の一部改正（令和4年4月から段階的に施行） ・県「第5次福岡県男女共同参画計画」策定 ・県「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「豊前市男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」実施
2022 (令和4年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」制定（令和6年4月施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会「第2次豊前市男女共同参画行動計画（後期計画）」審議
2023 (令和5年)			<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント実施 ・男女共同参画審議会答申 ・「第2次豊前市男女共同参画行動計画（後期計画）」策定

7 関連する法律

(1) 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

改正 平成11年7月16日法律第102号

同 平成11年12月22日法律第160号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及

び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の

介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又

は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要

があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則(平成十一年七月十六日法律第二百号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成十一年十二月二十二日法律第六十号)抄
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号

最終改正：令和元年6月26日法律第46号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八條）

第五章の二 補則（第二十八條の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた
取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含
む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が
必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの
暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困
難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人
の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現
を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保
護するための施策を講ずることが必要である。このことは、
女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会にお
ける取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自
立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力
の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配
偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃

であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下
同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言
動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対
する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に
対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はそ
の婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であ
った者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む
ものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力
を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしてい
ないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、
「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関
係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の
事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止
するとともに、被害者の自立を支援することを含め、そ
の適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及
び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において
「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び
被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下
この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」
という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第
一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本
計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関
する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のた
めの施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保
護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しよう
とするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議し
なければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したと

きは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応

ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けた旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害

の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に

重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日

から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに

足りる申立ての時の事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を

発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則 [抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成十九年七月十一日法律第百十三号）〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）〔抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二六日法律第四十六号）〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号
最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号

目次

第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 基本方針等（第五条・第六条）
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性

に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村

推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女

性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。
（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員であ

る中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募

集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はこれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握

し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における

女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令

で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正

規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) (抄)

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

6 用語の解説

あ行

◇アンコンシャス・バイアス(unconscious bias)

人が、自分でも意識せずに持っている、特定の人や集団に対する偏見や偏った考え方のことです。誤った評価や差別的な言動につながる可能性があります。無意識であるために自覚して制御することが難しいとされています。

◇SDGs(エスディーズ)

「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称で、2015年(平成27年)9月の国連サミットにおいて加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、2030年(令和12年)までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17の目標と169のターゲットから構成されており、目標5に「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が掲げられています。

◇M字型カーブ

就職後に結婚や出産でいったん退職し、子どもがある程度大きくなってから再就職をするという、日本の女性に多くみられるライフコースのことをいいます。日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフにしたとき、20歳代と40歳代で労働力率が高く、30歳代に労働力率が低くなり、グラフの形がアルファベットのMに似た形になることからこのように呼ばれます。

◇エンパワーメント

文化的、社会的、政治的、経済的状况によって、本来もっている能力や個性が発揮されずにいる人に対し、周囲の環境を整えて力を引き出せるようにすること。北京会議以降、女性が、自らの意識を高め、経済的のみならず、政治的、社会的な意思決定の場で自己決定できる力を発揮することは重要であるとされ、「力を持つこと」と訳されて広がりました。

か行

◇固定的性別役割分担意識

「男性は外で仕事し、女性は家庭で家事・育児をする」「男性がリーダーシップを取り、女性はそれに従う」など、性別によって社会における役割を分けるべきとする固定的な考え方のことです。

さ行

◇社会的マイノリティ

社会の力関係において、少数者、少数派もしくは弱者の立場に属する人やその集団のことです。社会的な偏見や差別の対象になったり、少数者の事情を考慮していない社会制度の不備により損失や被害を受けやすいとされています。

◇ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women:ユーエヌ-ウイメン）

2010年（平成22年）に、国連ジェンダー問題特別顧問事務所、経済社会局の女性地位向上部、国際婦人調査訓練研究所、国連女性開発基金の4機関を統合して設立され、2011年（平成23年）より発足しました。女性と女兒に対する差別の撤廃、女性のエンパワーメント、男女間の平等の達成を目的としています。

◇政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（候補者男女均等法）

2018年（平成30年）5月に公布・施行された法律で、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めています。

◇性的少数者

性（性別）のあり方が非典型的な人々のことをいいます。類似の用語として、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性別違和を有する人）、クエスチョニング（性的指向や性自認が定まっていない人）の頭文字をとった「LGBTQ」がありますが、それ以外にも多様な性（性別）のあり方が存在します。

◇セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

主に、職場で行われる性的いやがらせのことです。相手の意に反した性的な言動をいい、それに対する対応によって仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就労環境を著しく悪化させることをいいます。

た行

◇男女共同参画社会

女性と男性が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって政治、仕事、家庭、地域など社会のあらゆる分野に参画することができ、また、それにより均等に利益や責任を分かち合うことができる社会のことです。

◇DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など、表面上親密な関係にある、または過去にあった者からの暴力のことです。殴る、蹴る等の身体的な暴力だけではなく、怒鳴る、無視する等の精神的暴力、生活費を渡さない等の経済的暴力、性行為を無理強いする等の性的暴力等を含みます。また、交際相手からの暴力を「デートDV」といいます。

は行

◇福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例

(福岡県性暴力根絶条例)

性犯罪をはじめとする性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るとともに、性暴力の被害者を支援するため制定された条例。性暴力の根絶及び被害者の支援に関する基本的な施策を定めることにより、県民が安心して安全に暮らせる地域社会を形成することを目的としています。

◇「北京宣言」及び「行動綱領」

1995年(平成7年)の第4回世界女性会議(北京会議)で採択されました。「行動綱領」は、2000年(平成12年)までに各国政府が行動しなければならないとされる基準を示したもので、12の重大問題領域を活動の優先事項として取り組むよう義務付けています。

[12の重大問題領域]とは、1.女性と貧困 2.女性の教育と研修 3.女性と健康 4.女性への暴力 5.女性と武力紛争 6.女性と経済 7.権力と意思決定における女性 8.女性の地位向上のための制度的機構 9.女性の人権 10.女性とメディア 11.女性と環境 12.女兒のことです。

や行

◇ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていること。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

ら行

◇ライフコース

個人が、一生の間にたどる人生の道筋のことです。人生を、個人による就職や結婚、妊娠・出産等の選択の積み重ねとして捉える視点です。

◇リプロダクティブ・ヘルス&ライツ

「性と生殖に関する健康と権利」のこと。子どもを産むか産まないか、産むとすればいつ、何人産むかなどについて女性が自己決定する権利を中心課題とし、広く女性の生涯にわたる健康の確立を目指すものであり、生涯を通じて性と生殖に関する課題については本人の意思を尊重しようとする考え方です。1994年(平成6年)、カイロで開催された国際人口・開発会議で提唱され、翌年の第4回世界女性会議において、女性の基本的人権と位置づけられました。

◇レスパイト

レスパイトとは、「休息」「小休止」「息抜き」を意味する言葉です。レスパイトケアとは、介護にあたるご家族様が一時的に介護から解放されるよう、代理の機関や公的サービスなどが一時的に介護等をおこなうことで、介護をしている人と介護を受けている家族がリフレッシュできる期間を作るさまざまな支援サービスのことです。

わ行

◇ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

仕事と、家庭生活や地域活動、趣味などの私生活を調和させ、その両方を充実させることで、相乗効果を高めようとする考え方やそのための取組みのことです。それぞれのライフスタイルやライフステージに合わせて働き方を柔軟に選べるよう、働き方を見直すことを含みます。



《発行・編集》

豊前市 総務部人権男女共同参画室

〒828-8501 福岡県豊前市大字吉木955番地

TEL: 0979-82-1111 (代表)

FAX: 0979-83-2560

E-mail: danjyo@city.buzen.lg.jp

